

教職大学院認証評価
自己評価書

平成29年6月

静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準領域 1 理念・目的	3
	基準領域 2 学生の受入れ	6
	基準領域 3 教育の課程と方法	10
	基準領域 4 学習成果・効果	18
	基準領域 5 学生への支援体制	22
	基準領域 6 教員組織	25
	基準領域 7 施設・設備等の教育環境	30
	基準領域 8 管理運営	32
	基準領域 9 点検評価・FD	36
	基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携	39

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻
- (2) 所在地 静岡県静岡市駿河区大谷 836
- (3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）
 - 学生数 47 人（M1：23 人、M2：24 人）
 - 教員数 14 人（うち、実務家教員 5 人）

2 特徴

静岡大学大学院教育学研究科では、高度な実践の指導力を備え、学校・地域においてリーダー的役割を果たすことができる教員を大学院段階で育成するという社会的役割を着実に果たすために、教職大学院制度の趣旨に基づいて既存の専攻組織を分離し、平成 21 年度より「教育実践高度化専攻」（以下本専攻、定員 20 人）を開設した。また、既存の修士課程は、「学校教育研究専攻」（定員 52 人）として継続することにした。

本専攻では、優れた実践的指導力を備えた学校教育教員を養成することを基本目標として、具体的には次に示すような力量を統合的に身につけることを目指している。

- (1) 学校課題の解決を目指して柔軟な組織を編成するなど、状況に応じて組織を動かすリーダーシップを備え、学校組織及び人材開発をマネジメントする力量
- (2) 教育内容・方法に関する先進的な知識・技術を備え、教科横断的な指導形態や方法を確立・実践・評価できる力量
- (3) 生徒指導・教育相談的な関わりを授業や学級経営など教育活動の全ての場面で活かすことができ、子どもの心理的困難を早期に発見・対応し、支援体制の構築や専門機関とのコーディネートを進める力量
- (4) 通常学級の中で特別な支援ニーズをもつ児童生徒に対して、適確なアセスメントと個別の指導計画を立案・遂行・評価できる力量

こうした力量を備えた教員が学校や地域の関係者間の協働に基づいて、各学校・地域特有の教育課題の解決に結びついた組織的な取り組みを導き出すことが、学校教育実践の質的向上をもたらすと考えられる。このように、

①「学校組織・マネジメント力量」や「教科・学級横断的指導力量」、「児童生徒理解支援力量」、「特別支援教育推進力量」など現代的学校教育課題の解決に導く資質能力を統合的に身につけるカリキュラムを設定している点、②学校や地域の特性を踏まえた教育実践の改善を進めるための具体的取り組みを職員間の協働関係に基づいて企画・立案・実施・評価する力量を備えた教員の育成をねらいとしている点、③これらの力量を着実に身につけるために理論と実践の往還を基本原理としたカリキュラム編成及び教育方法を工夫している点、④研究者教員と実務家教員、現職院生（教育委員会から派遣されている現職教員）と学卒院生（学部から入学したストレートマスター）、本専攻と連携協力校など異なる知的基盤を有する多様なセグメント間の連携協力や協働を重視する組織編成を行っている点、⑤特別支援教育領域を設け、通常学校・学級において特別支援教育の推進を図ることができる教員（特別支援教育コーディネーター）の育成を目指している点が本専攻の特色である。

以上の特色の上に、教育学研究科では、平成 24 年度に愛知教育大学との共同博士課程（後期 3 年）を開設し、平成 26 年度からは、本専攻と連携し教員養成の高度化に関する施策の推進を目的として、附属教員養成・研修高度化推進センターを発足させたことが大きな特徴である。同センターの構成員には、本専攻の 4 領域に所属する教員 9 名が含まれ、活動の中心的な役割を担っている。さらに、学卒院生に関しては、採用後における初任者研修との接続を図るため、静岡県教育委員会・静岡県総合教育センターとの連携のもとに本専攻のカリキュラムを改善し、平成 29 年度から、初任者研修一部免除のプログラムを開始したことも全国に先駆けた特色である。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院の使命と本専攻の設置目的

本専攻は、学校教育法及び専門職大学院設置基準等を踏まえ、学卒院生及び現職院生を対象として、より実践的な指導力・展開力を備えた新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、または、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員にふさわしい確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成を目的としている。

本専攻の設置目的を、「学校教育の理論と実践に関する知識と技能について教授研究し、今日的学校教育課題に対応し、学校における教育実践の持続的な改善を図るために必要な資質能力を備えた高度専門職業人としての教員の養成及び研修のための教育を行う」として、教職大学院が担う社会的使命に応え得る教育・研究を推進している。また、平成28年度には、本専攻の使命に基づき、附属幼稚園の要望を踏まえ、附属幼稚園教諭が教職大学院の授業に研修として参加できる仕組みを構築している。

2 養成する人材像

- (1) 学卒院生を対象として、新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダー的役割を果たすことができる新人教員の養成
- (2) 現職院生を対象として、地域や学校において指導的・中核的な役割を果たす高度で優れた実践的指導力を備えたスクールリーダーの養成

3 教育活動を実施する上での基本方針

- (1) 「共通科目」として専門職大学院設置基準上に明示された5つの領域に「特別支援教育に関する領域」を加え、全ての院生が共通に習得すべき基盤的能力水準の明確化を図る。その上に、学校組織開発、教育方法開発、生徒指導支援、特別支援教育の各領域における一層専門的な知識・技法や遂行能力を習得するための「選択科目」と「学校における実習科目」を配置する。
- (2) 全ての授業で、研究者教員と実務家教員とが協働し、理論と実践との往還を担保するために、教育現場における課題自体を各授業科目の中心テーマとして設定し、フィールドワーク、シミュレーション、ワークショップ、事例検討などの手法を活用し、「共通科目」・「選択科目」群と「実習科目」群との間の接続性と往還を重視した授業を展開する。
- (3) 院生、教職大学院担当教員及び実習校教員間の協働によるアクションリサーチ（以下AR）型の実習を推進することによって、その成果を学校・教育委員会・地域へ還元する。

4 達成すべき成果

- (1) 学校や地域の教育課題の解決策を明確な見通しをもって提案し、教職員間の協働的關係のもとで具体的な活動を推進するリーダー的役割を担う人材及び新しい学校づくりを担う有能な新人教員の輩出
- (2) 静岡県教育委員会をはじめとする政令市・市町教育委員会等との間に、教員養成・研修に関わるより質の高い研修プログラムの共同開発や、高度な実践的指導力形成過程の相互検証システムの開発など、本専攻とデマンドサイドとの間に従来以上に緊密な協働を可能とする組織的連携の強化
- (3) 本専攻における教育研究の発展を通して、理論知と実践知との間を架橋し、さらに、それらを融合・統合する新たな知識体系の創出と教育界への有効な還元、特に、学校・教育委員会等と連携した実習（AR）及び課題研究を推進し、学校・教育委員会等が抱える課題解決に貢献するとともに、その成果を静岡県内をはじめ広く教育界への還元及び普及

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 : 理念・目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1 : レベル I

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本専攻の理念・目的については、学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に基づいて、静岡大学大学院規則第 4 条第 4 項に、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」との表記によって専門職学位課程の理念を明確にした上で、同条第 5 項で、「教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的」とすることが規定されている(資料 1-1-1)。さらに、静岡大学大学院教育学研究科規則第 2 条第 3 項で、本専攻の目的として具体的に、「総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成」(資料 1-1-2)を図ることを規定し、「教育実践高度化専攻の運営に関する内規」でも本専攻の理念・目的を達成するための組織運営について明記している(資料 1-1-3)。これらの理念・目的については、本専攻公式のホームページでも公表し、社会的に明確化している(資料 1-1-4)。

なお、平成 24 年度に受審した前回認証評価以降、本専攻の理念・目的に関する規定についての改正はないが、文部科学省による教職大学院制度の見直しや修士課程との一本化の方向が強まったこともあり、本専攻では、次の基準 1-2 で示すように、3 ポリシーに基づき修士課程との差異を一層明確化している。

《必要な資料・データ等》

(資料 1-1-1) 静岡大学大学院規則

(資料 1-1-2) 静岡大学大学院教育学研究科規則(抜粋)

(資料 1-1-3) 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の運営に関する内規

(資料 1-1-4) 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻公式ホームページ

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻の理念・目的について、学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に基づき、静岡大学大学院規則及び教育学研究科規則上に明確に定義されている。さらに、本専攻の理念・目的について、本専攻公式のホームページで公表し社会的にも明確化しているほか、教育学研究科学生募集要項や本学大学院規則、本研究科規則などに明記されていることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

静岡大学大学院教育学研究科では、愛知教育大学と静岡大学の共同博士課程(後期 3 年)である共同教科開発学専攻が、平成 24 年度から開設されており、修士課程(本専攻を含む)から博士課程への接続を可能としている。教育学研究科全体として、修士レベル(本専攻を含む)での教員養成を推進するとともに、修士レベルの教員養成を指導することができる博士レベルの大学教員を養成することを目指している。

基準 1-2 : レベル I

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

本専攻は、学卒院生を対象に、新しい学校づくりの有力な担い手として職員間の協働関係を作り出し、主体的・積極的に学校改善を目指した取り組みを進める能力を備えた新人教員と、現職院生を対象に、各領域を中心に専門的知識・技能と遂行能力を統合的に備え、地域や学校で中核的役割を果たす高度な実践的指導力を有したスクールリーダー（中核的中堅教員）を養成することを目的としている（資料1-2-1）。既存修士課程との人材養成像や獲得を目指す知識・能力の違いは、本専攻に関する諸規定で適切に区別して定めるとともに、静岡大学大学院教育学研究科案内等で両者の目的及び性格の違いが分かるように明記し周知している（資料1-2-2）。

平成21年度の本専攻開設から、本専攻で獲得を目指す知識・能力については、学校教育研究専攻（修士課程）の場合と同様に開設授業科目のシラバスで表示し、年度当初に実施している教職大学院ガイダンス等で院生に説明している（資料1-2-3）。さらに、各領域で獲得を目指す資質能力を明確にした上で、それらをどの授業科目で担っているのかを一覧に示したスタンダード（能力育成指標）を平成23年度に作成し、4月のガイダンス等で院生に説明し授業等で活用してきた。当初の同スタンダードでは、現職院生の到達基準Bレベルを学卒院生の到達基準Aレベルとしていたが、前回認証評価では、学卒院生と現職院生の到達目標を区別して示すことが望ましいとの指摘を受けた。そこで、平成28年度に学卒院生と現職院生とを区別したスタンダードを作成し、院生・教員全員に配布した上で、ガイダンス等で趣旨を説明している（資料1-2-4）。

また、本専攻では、開設時から特別支援教育領域を設置し、特別支援教育領域の院生と他領域の院生とが共に学ぶ環境が作られている。共通科目として特別支援教育に関する必修科目を置き、院生全員が特別支援教育やユニバーサルデザインに関する基礎知識を身につけていることは、本専攻が目指す人材養成像の特徴になっている。

前回認証評価以降も、本専攻が目指す人材養成像や獲得を目標とする知識・能力の内容をシラバス等のできる限り可視化して院生に伝えるとともに、学校教育研究専攻（修士課程）との差異を明確化することに一層努力している。こうした教職大学院の理念・目的の実現に当たっては、本専攻の主体的な活動はもとより、平成26年度から静岡大学教育学研究科の附属として開設された教員養成・研修高度化推進センターとの緊密な連携のもとに推進している（資料1-2-5）。同センターの構成員である本専攻の専任教員が中心となり、平成26年度と29年度に静岡県内全教育委員会を訪問して本専攻が目指す人材養成と派遣の依頼、本専攻修了者の状況把握等を行っている。また、同センターでは、外部資金を獲得して、教員養成の高度化に関する研究事業等の活動を行っている（資料1-2-6）。同センターと本専攻との関係及び人材養成の目的を図1-2-1に示す。

なお、平成28年度からは、本専攻が目指す人材養成の目的と院生の希望との一層の整合と調整を図るために、1年前期授業の終了時に、院生の申請により所属領域の変更を可能とする仕組みを取り入れている（資料1-2-7）。

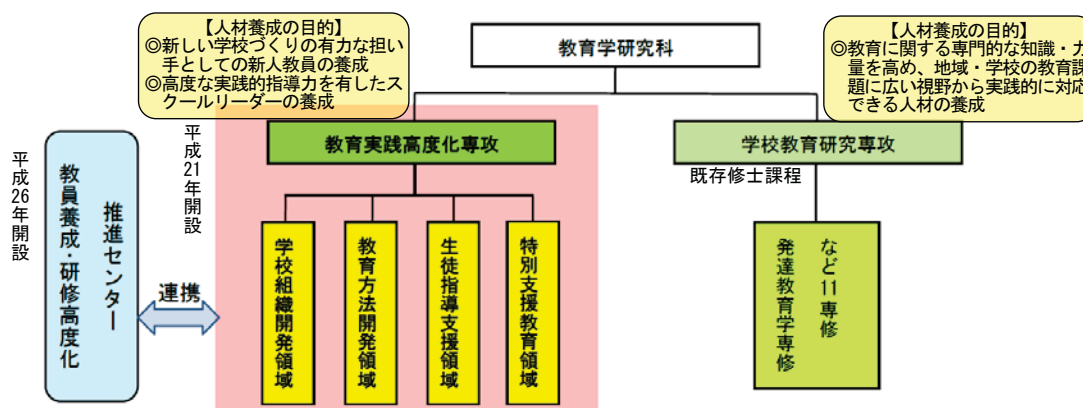


図1-2-1 教員養成・研修高度化推進センターと本専攻の関係及び人材養成の目的

《必要な資料・データ等》

- (資料 1-2-1) 静岡大学教職大学院パンフレット
- (資料 1-2-2) 静岡大学大学院教育学研究科案内
- (資料 1-2-3) 平成 29 年度 シラバス (全科目)
- (資料 1-2-4) 学卒院生、現職院生を区別した各領域のスタンダード (能力育成指標)
- (資料 1-2-5) 教員養成・研修高度化推進センターパンフレット
- (資料 1-2-6) 教員養成・研修高度化推進センターの研究事業 (外部資金等)
- (資料 1-2-7) 教育実践高度化専攻における院生の所属領域変更に関する内規

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻と学校教育研究専攻 (修士課程) との間で人材養成像や獲得を目指す知識・能力の差異化を図り、本専攻に関する諸規定で適切に区別して定めるとともに、静岡大学大学院教育学研究科案内等で両者の目的及び性格の違いが分かるように明記し周知している。本専攻の 4 つの領域で到達を目指す能力と各授業科目との対応表を現職院生・学卒院生別に作成し、授業で育成を目指す能力育成指標として、年度当初の院生ガイダンス等の機会を活用して周知を図っている。さらに、特別支援教育領域を設置し、特別支援教育に関する共通科目 (必修) を特別支援教育領域所属の院生と共に学ぶ環境を作っていることも人材養成上の特徴である。こうした上に、本専攻と教員養成・研修高度化推進センターとの緊密な連携のもとに、静岡県を中心とした教育界に対して広範囲に、教員養成の高度化を目的とした事業を展開していることから、本基準は十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

授業シラバスでは、「新しい学校づくりの有力な担い手」や「スクールリーダー」などのキーワードを明記することによって、本専攻が学校教育研究専攻 (修士課程) とは人材養成の目的や教育内容・方法が異なることを明らかにしている。

また、静岡大学大学院教育学研究科では、本専攻 (教職大学院) と学校教育研究専攻 (修士課程) とを並立させてきており、人材養成の目的及び修得すべき知識・能力について、両専攻の違いの一層の明確化を図っている。また、平成 26 年度から教員養成・研修高度化推進センターが開設されたことにより、同センターとの緊密な連携のもとに教員養成の高度化 (修士レベル化) に関する事業を展開している。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻の理念・目的は、静岡大学大学院規則及び静岡大学大学院教育学研究科規則等によって、既存修士課程と適切に区別して明確に定められている。開設当初から、特別支援教育領域を設置し、特別支援教育に関する必修科目を置いて、今日重要になっている特別支援教育やユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、一般の学校において特別支援教育コーディネーターの役割を担いうる人材を育成している。本専攻の 4 つの領域で到達を目指す能力と各授業科目との対応表を年度当初の院生ガイダンス等の機会を活用して周知を図っている。

教員養成の高度化の理念のもと、本専攻は、教員養成・研修高度化推進センターと連携して、新しい学校づくりの有力な担い手としての新人教員と高度な実践的指導力を有したスクールリーダー (中核的中堅教員) を養成することを目的とした人材養成を行っている。

基準領域 2：学生の受入れ

1 基準ごとの分析

基準 2-1：レベル I

○ 人材養成の目的に応じた入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本専攻の目指す教育については、「現職院生を対象に、地域や学校において指導的・中核的な役割を果たす高度で優れた実践的指導力を備えたスクールリーダーの養成と、学卒院生を対象に、新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダーとしての役割を果たすことができる新人教員を養成」することを目的としている（資料 2-1-1）。さらに、「入学を期待する学生像」「入学に必要なとされる資質能力」等のアドミッションポリシーは、教職大学院パンフレット（前掲資料 1-2-1）、静岡大学大学院教育学研究科案内（前掲資料 1-2-2）に掲載するとともに、学生募集要項（資料 2-1-1）、静岡大学公式ホームページ（資料 2-1-2）で公表している。また、本専攻における人材養成の目的に応じた入学受入方針（アドミッション・ポリシー）を入試説明会（毎年 7 月下旬に開催）において説明している（資料 2-1-3）。

本基準に係る状況については、本専攻開設以降大きな改変はなく、平成 24 年度に実施された前回認証評価でも平成 28 年度の外部評価（後掲資料 9-1-3）でも十分に達成していると認められている。

《必要な資料・データ等》

（資料 2-1-1）平成 30 年度静岡大学大学院教育学研究科学生募集要項（アドミッション・ポリシーは、pp. 1-2 に掲載）

（資料 2-1-2）静岡大学公式ホームページ

（資料 2-1-3）平成 29 年度入試説明会案内

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1）当該標語とした分析結果

本専攻のアドミッション・ポリシーは、静岡大学のビジョンや使命に基づいて明確に定めている。これを本専攻公式ホームページ及び学生募集要項で明示、公表し、入試説明会においても紹介するなど、様々な媒体・機会を通じて周知を図っている。これらのことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2）評価上で特に記述すべき点

静岡県内には 2 つの教職大学院があり、現職派遣の人数、修了に要する期間（常葉大学 1 年間、静岡大学 2 年間）が異なっている。基準 10-1 で述べるように、静岡県教育委員会による現職派遣の目的、両教職大学院がそれぞれ目指す人材養成の目的等を踏まえ、現職派遣等に関する両者の調整及び情報交換を図る協議体として、静岡県教育委員会が所管する教職大学院連携推進委員会が設置されている。同委員会による協議は、両教職大学院が目指す人材養成の実態やアドミッション・ポリシーの趣旨をより詳しく相互理解する場にもなっている。

基準 2-2：レベル I

○ 入学受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

本専攻では、入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、「一般入試」と「特別入試」の 2 つの選考方法に基づいて入学試験を実施している。「一般入試」は一般学生（8 年未満の教職経験のある者または当該年 3 月末までに教員免許状取得見込みの者）を入学選考の対象に、「特別入試」は現職教員で 8 年以上の教職経験の

ある者、あるいは静岡県教育委員会から派遣される現職教員等を入学試験出願の基礎資格としている（資料2-2-1）。学生の受入に関する公平性、平等性を確保していることはもちろんであるが、開放性という点においても、それまで教職経験10年以上としていた「特別入試」の出願資格を平成26年度入試から8年以上に改めた。これは、ワイングラス型といわれる教員全体の年齢構成に対して、派遣される現職教員の年齢層にも配慮したものである。さらに、出身大学・学部、取得している免許校種にこだわらないほか、二種免許のみを持つ者についても出願資格を与えることで、幅広い人材を受け入れている。このほか、選考体制等に関して、次のように整備している。

（1）選考体制

本専攻内に、入試・広報部会（各領域から教員1名、計4名）を設置し、入学試験の内容、配点、実施時期、合否判定基準の策定、合否判定、合格発表などの一連の業務について組織的に遂行している（資料2-2-2）。また、4領域の専任教員全員（14名）からなる入試問題作成グループを設け、責任をもって入試問題の作成と採点を実施する体制を整えている。

（2）募集人員

本専攻の募集人員は20名である。この人数には静岡県教育委員会から派遣された現職教員の受入枠を含む。また、志願者は、学校組織開発、教育方法開発、生徒指導支援、特別支援教育から志望する領域を選んで出願する。以上のことは、学生募集要項（p.10）（資料2-2-3）に明確に記載されている。

（3）試験科目

「一般入試」の試験科目は、学力試験の「共通問題」と志望する領域に関する「領域別問題」であり、加えて「口述試験」を実施している。試験科目の試験内容と配点は「学生募集要項」及び「入試実施計画」（資料2-2-4）に明記されている。また、「特別入試」の試験科目は、「これまでの教育実践の概要」及び志望調書に関する「口述試験」である。「これまでの教育実践の概要」を評価するための資料として、教育実践の内容と質を証明できるもの（学会誌の論文、各種研究会の実践報告や資料、学級通信などの日常的な教育実践資料などで、3点まで提出）を添付することとしている。

（4）「これまでの教育実践の概要」の評価の観点と採点方法

現職教員を対象とする「特別入試」では、出願時に提出する書類のうちこれまでの教育実践の内容と質を証明できるもの（学会誌の論文、各種研究会の実践報告や資料、学級通信などの日常的な教育実践資料などで、3点まで）を含めている。提出された資料に対して、本専攻の専任教員4名が採点を行うが、その際の評価の観点は「教育実践のねらいや着眼点」「内容の専門性（実践的力量を含む）」「内容や教育実践資料の論理性」「成果と発展性（波及効果）」の4観点であり4名の採点者はこれらそれぞれについて10段階評定を行い採点者による評価点の平均値が当該受験者の得点となる。

（5）「口述試験」（面接）の方法

事前に提出された志望調書及び「これまでの教育実践の概要」（「特別入試」のみ）などに基づき、修学動機・意欲や目標、課題意識、入学後の実践テーマ、人間性、コミュニケーション能力などを判断するために、一人20分程度の「口述試験」（面接）を行っている。面接担当者は、各領域から1名ずつ合計4名である。また、「口述試験」の採点は「動機・課題意識」、「知識」及び「人物」の3つの観点に基づいて行う。各観点はさらに2～3の低位評価項目で構成され、面接担当者はこれらの評価項目ごとに10段階評定により採点を行う。各評価項目に関する面接担当者の評定の平均値を算出し、観点ごとの合計点を合算したものを当該受験生の得点としている。

（6）判定方法

以上のように、本専攻の教育理念及び目的と一貫した入学者選抜方法を公平性、平等性や開放性を担保して実施するための組織上の整備を行うとともに、具体的できめ細かな手続きを明文化している（資料2-2-4）。

《必要な資料・データ等》

- (資料 2-2-1) 選抜方法 (平成 30 年度静岡大学大学院教育学研究科学生募集要項 p. 14)
- (資料 2-2-2) 静岡大学教育学研究科教育実践高度化専攻に置く部会に関する内規
- (資料 2-2-3) 募集人員 (平成 30 年度静岡大学大学院教育学研究科学生募集要項 p. 10)
- (資料 2-2-4) 平成 28 年度入試実施計画 (教育実践高度化専攻)

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻の入学選抜は、「入試・広報部会」と「入試問題作成グループ」が所掌し、入試問題の作成から合否判定まで、厳正な手続きを経て行っている。また、アドミッション・ポリシーに沿った試験科目と入試方法を公開し、一般学生を対象とした「一般入試」では、教育実践に関する基礎的な知識の程度を測定するために学力試験を実施している。また、現職教員を対象とした「特別入試」では、本専攻で育成する高度な実践的指導力に関する基礎的な力量を問うために、これまでの実務経験に基づく論文、実践報告、そのほかの教育実践資料を提出させ、採点対象にしている。また、「一般入試」、「特別入試」ともに「口述試験」(面接)を課し、本専攻での修学にふさわしい意欲や知識、人間性を備えているかどうかの判定を行っている。さらに、幅広く人材を受け入れるために、教員養成学部以外の出身者や二種免許のみを持つ者にも出願資格を与え、入学選抜における開放性を担保している。以上のことから、本専攻の入学選抜は厳正な基準と公正、公平な方法及び開放性の理念に従って実施しており、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

本専攻では、現職教員を対象とする「特別入試」に関して、出願時に提出する書類としてこれまでの教育実践資料を含めており、予め定められた評価の観点に基づいて複数の採点者が評価している。また、今日における教員全体の年齢構成が、30代の少ないワイングラス型といわれる状況の中で、派遣される現職教員の年齢層に配慮して、「特別入試」の出願資格を教職経験8年以上としている。

基準 2-3 : レベル I

- 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

本専攻の募集人員(定員)は20名である。本専攻は、教職大学院の設置趣旨を踏まえ専門領域に応じて、学校組織開発、教育方法開発、生徒指導支援、特別支援教育の4領域を設けている。これまでの入学選抜の状況は、表2-3-1のとおりである。定員を超える入学者数があつた年度においても、超過分は定員の2割以内に止まっており、基本的に入学者が定員を大幅に超える状況にはなっておらず、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られている。

なお、表2-3-1から分かるように、現職教員の入学については、本専攻開設当初は研修等定数枠で14名であったが、平成23年度からは高校教員の派遣枠1名が加わり15名が入学するようになっている。平成26年度には、研修休業制度による志望が1名あり16名が入学している。さらに、平成27年度入学生からは、静岡県教育委員会が大学院研修支援制度を開始し、その枠3名の中から本専攻に1~2名が入学している。

なお、平成28年度入学生からは、入学前の2月に、「静岡大学教職大学院平成28年度入学生の課題図書」について入学関係書類とともに連絡し、領域共通の2冊及び領域指定の1冊の計3冊を3月までに読んでおくように指示している(資料2-3-1)。課題図書については、入学後の授業で必ず扱うようにしている。

表 2-3-1 入学者選抜の状況 (定員 20 名)

年度	志願者数	合格者数	入学者数
平成 21	28 (特別 14・一般 14)	23 (特別 14・一般 9)	23 (特別 14・一般 9)
平成 22	32 (特別 14・一般 18)	27 (特別 14・一般 13)	21 (特別 14・一般 7)
平成 23	27 (特別 15・一般 12)	24 (特別 15・一般 9)	20 (特別 15・一般 5)
平成 24	24 (特別 15・一般 9)	23 (特別 15・一般 8)	19 (特別 15・一般 4)
平成 25	22 (特別 15・一般 7)	20 (特別 15・一般 5)	20 (特別 15・一般 5)
平成 26	24 (特別 16・一般 8)	24 (特別 16・一般 8)	20 (特別 16・一般 4)
平成 27	25 (特別 15・一般 10)	25 (特別 15・一般 10)	22 (特別 15・一般 7)
平成 28	24 (特別 17・一般 7)	24 (特別 17・一般 7)	24 (特別 17・一般 7)
平成 29	29 (特別 16・一般 13)	26 (特別 16・一般 10)	23 (特別 15・一般 8)

《必要な資料・データ等》

(資料 2-3-1) 静岡大学教職大学院平成 28 年度入学生の課題図書

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻においては、これまでのところ、定員を超える志願者の中から基準内の合格者を得ており、入学者選抜については、適正な状況にあるといえる。このことから本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

静岡県教育委員会及び静岡・浜松両政令市からの現職派遣教員が、本専攻定員の約 4 分の 3 を占める中で、これまで、入学定員と比較して実入学者数が適正な範囲に収まっている。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻では、高度な実践的指導力を備えた人材の育成という目標に沿った形で入学者受入方針を明確に定め、これを公開し、この方針に基づいた入学者選抜を行っている。これまでの入学者選抜において、平成 24 年度入学生を除き定員を充足している。その背景となる重要な要因としては、静岡県教育委員会との連携により特別研修教員が派遣され、平成 21 年度から 14 名、平成 23 年度からはさらに 1 名の増員がなされ、学生定員 20 名のうち 4 分の 3 にあたる 15 名を占めることとなった点を挙げることができる。

また、平成 27 年度入学生からは、静岡県教育委員会の大学院研修支援制度枠 3 名の中から 1～2 名が入学するようになった。これにより、入学者を一層安定的に確保する条件が生まれている。平成 29 年度からは、派遣財源が政令市移管されたが、教育学研究科長及び本専攻代表者が静岡・浜松両政令市教育長に派遣枠の維持について、本専攻の取組及びこれまでの現職派遣の成果等を重ねて説明しており、従来通りの派遣者数を維持している。

基準領域 3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準 3-1 : レベル I

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

本専攻では、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新入教員及びスクールリーダーの養成を図るために、3つの科目群（「共通科目」「選択科目」「実習科目」）から教育課程を編成している（資料 3-1-1）。

共通科目では、専門職大学院設置基準上に明示された5つの領域（「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導及び教育相談に関する領域」、「学級経営及び学校経営に関する領域」並びに「学校教育と教員の在り方に関する領域」）に加えて「特別支援教育に関する領域」を設定し、計11科目を開講している。前回認証評価以降の改善点として、インクルーシブ教育システムやユニバーサル・デザイン等の発想や視点を共通科目や実習科目においても取り入れやすくするために、平成27年度入学生から「障害児支援の実践的研究」を「特別支援教育のシステムと方法」へ科目名を変更し、開講時期を1年後期から1年前期に改めた。また、教職キャリアデザインとARの方法論を他の共通科目や選択科目及び実習科目で学習した内容をより関連づけられるように、平成28年度入学生から「地域教育課題の分析と対応」を「教職実践研究方法論」へ科目名を変更し、通年開講に改めた。

選択科目は、各領域で求められる現代的な教育課題に対応する科目を計29科目開講している。前回認証評価以降の改善として、実習科目と理論的な考察との往還を一層充実させるために、平成28年度入学生から「課題研究」（2年通年）を開講した。また、静岡県教育委員会との協定に基づく初任者研修の一部を先行実施する制度の新設に伴い、平成29年度入学生から、学卒院生のみを対象とした科目として、「教職キャリア基礎Ⅰ」（1年通年）、「教職キャリア基礎Ⅱ」（2年通年）を開講した。

実習科目は、3つの実習科目（「基盤実習」、「領域別実習」、「学校改善力高度化実習（現職院生）」・「学校改善力育成実習（学卒院生）」）を開講し、現職院生も10単位必修としている。平成27年度入学生からは、従前の滞在型・訪問型の「基盤実習」を「領域共通分」（60時間）及び「領域関連分」（30時間）に再編した。

上記の授業科目は、原則として1年前期に共通科目、1年後期以降に選択科目を位置づけることで体系的に学修する体制を整えている（資料 3-1-2）。本専攻が養成を目指す人材像とカリキュラムとの関係を明確にするために、教職大学院ハンドブックで「養成する人材像と履修モデル」を掲載している（資料 3-1-3 : p.11）。他方で、幅広い領域の知識を学修できるように、院生の所属領域以外の科目を少なくとも4単位以上履修することを課している（資料 3-1-4）。さらに、理論と実践との往還を実現するために、講義科目と実習科目とを表 3-1-1 のように対応させ、個々の授業において両者の連携を実現している。前回認証評価以降の改善点として、平成28年度から、「教職実践研究方法論」と「課題研究」、学卒院生はさらに「教職キャリア基礎Ⅰ」及び「教職キャリア基礎Ⅱ」を新設したことで、理論と実践の往還を一層充実させたカリキュラムを実施している。

表 3-1-1 講義科目と実習科目に関する時期ごとの対応関係

時期	講義：理論的教育	理論と実践の往還に特に強く関わる科目（通年）	実習：実践的教育
1年	共通科目	『教職実践研究方法論』	基盤実習（領域共通、領域関連分）
	選択科目（後期）	『教職キャリア基礎Ⅰ』	領域別実習（後期）
2年	選択科目	『課題研究』 『教職キャリア基礎Ⅱ』	学校改善力高度化実習（現職院生） 学校改善力育成実習（学卒院生）

本専攻における教育課程の体系及び理論と実践の往還モデルを図3-1-1に示す。

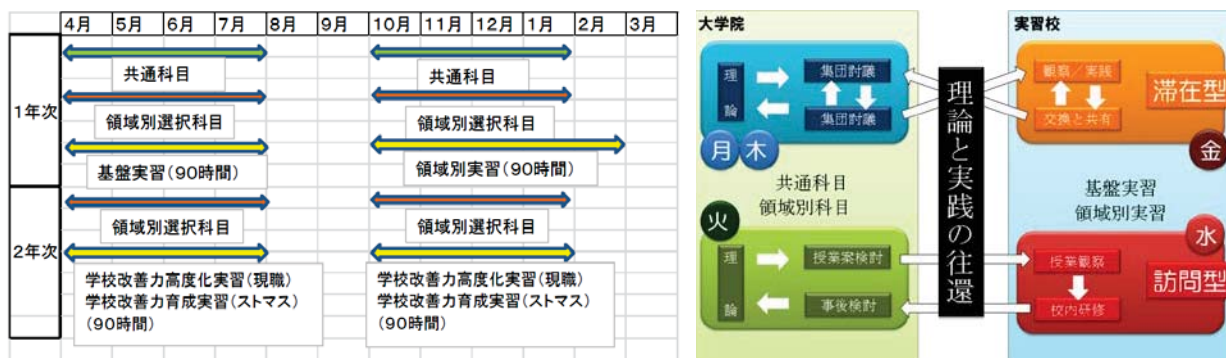


図3-1-1 教育課程の体系及び理論と実践の往還モデル

《必要な資料・データ等》

- (資料3-1-1) 平成29年度 開設授業科目一覧
- (資料3-1-2) 平成29年度 時間割表(1年生・2年生)
- (資料3-1-3) 教職大学院ハンドブック2017(平成29年度入学生用・養成する人材像と履修モデル p.11)
- (資料3-1-4) 平成29年度学生便覧(p.189)

(基準の達成状況についての自己評価:A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻の設置目的に照らし、共通科目、選択科目及び実習科目との連携・連動性を重視した科目配置が行われていること、年次や学期の特徴に合わせたカリキュラムが構築されていること、時代の変化や新たな教育課題に対応するために、授業内容やカリキュラム上の位置づけの改善を積極的に行っている。教職大学院の制度及び本専攻の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合を図るための体系的なカリキュラムを編成し、必要な改善を図っていることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

本専攻では、共通科目として、専門職大学院設置基準上に明示された5つの領域に加えて「特別支援教育に関する領域」を設定し、専任教員(研究者教員1、実務家教員1)を配置していることがカリキュラム上の特色になっている。また、前回認証評価以降におけるカリキュラムの改善として、「基盤実習」の改善をはじめ、「教職実践研究方法論」及び「課題研究」の新設、学卒院生はさらに「教職キャリア基礎Ⅰ」及び「教職キャリア基礎Ⅱ」を新設している。こうした改善により、理論と実践の往還をより充実させたカリキュラムを実施している。

基準3-2: レベルⅠ

○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

授業内容は、専門職大学院設置基準上に明示された5つの領域に加えて「特別支援領域に関する領域」を設定し、各領域に応じた共通科目及び選択科目を複数開講することで、教育課題を幅広くカバーできるように配慮している(前掲資料3-1-1)。今日の学校現場や教育委員会が直面している課題を授業のテーマとして多く扱い、その背景、実態、要因、解決方法などを多面的な視点から考察している。

授業方法は、原則として全授業において、研究者教員と実務家教員とがペアあるいはチームを組んで担当し、教育現場における課題自体を各授業科目の中心テーマとして設定し、フィールドワーク、シミュレーション、ワークショップ、事例検討などの手法を活用するなど、アクティブ・ラーニング型の授業を実施している。こうし

た方法により、テーマに対する多面的な考察の視点を取り入れるとともに理論と実践の往還を積極的に図っている。授業のシラバスは学務情報システムで院生に公開され、自由に閲覧することができる(前掲資料 1-2-3、資料 3-2-1)。また、毎週水曜日と金曜日は「実習日」とし、月・火及び木曜日に本専攻の授業を開講することによって、時間割上無理のない科目履修を可能にしている(前掲資料 3-1-2、資料 3-2-2)。

なお、本専攻では、原則として現職院生と学卒院生が同じ教室で同一内容を学習することとしているが、学習履歴、実務経験等に配慮して現職院生と学卒院生を分けて授業を行っているものがいくつかある。第 1 に、2 年次に課す実習科目(通年・4 単位)については、既有知識の相違や追求テーマ・課題の質的差異が想定されることから、学卒院生向けには「学校改善力育成実習」、現職院生向けには「学校改善力高度化実習」というように科目名称を区別し、実習マニュアル(後掲資料 3-3-2)に示された到達目標を踏まえて指導している。第 2 に、「教職実践研究方法論」で実施する教職キャリアデザインに関わる箇所については、現職院生と学卒院生について内容や方法を区別して実施している。第 3 に、静岡県教育委員会との協定に基づく初任者研修の内容を一部先行実施する「教職キャリア基礎Ⅰ」及び「教職キャリア基礎Ⅱ」は、学卒院生のみが受講可能である(資料 3-2-3)。

こうした授業内容・授業方法における学卒院生と現職院生との差異化は、彼らの学習履歴、実務経験等の違いに配慮したものであるが、前回認証評価で、学卒院生と現職院生とに対する到達目標等の違いに対する一層の配慮が必要であるとの指摘を踏まえたものでもある。

《必要な資料・データ等》

(資料 3-2-1) 学務情報システムのトップページ

(資料 3-2-2) 平成 28 年度履修科目登録状況

(資料 3-2-3) 初任者研修協働実施プログラムの概要

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻の設置目的に沿った授業科目が開設されており、研究者教員と実務家教員が連携を図りながらアクティブ・ラーニング型の多様な方法を取り入れ、院生による主体的・協同的な学びを多く取り入れた授業方法・形態を整備している。また、新規に開設された科目においても、学卒院生と現職院生の学習履歴及び実務経験等に配慮した対応を行っていることなどから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

授業方法として、研究者教員と実務家教員とが協力し、教育現場における課題自体を各授業科目の中心テーマとして設定し、フィールドワーク、シミュレーション、ワークショップ、事例検討などの手法を活用するなど、アクティブ・ラーニング型の授業を実施している。また、授業によって、教育委員、指導主事、教育相談専門家などをゲストティーチャーとして招き、こうした外部専門家との協議により今日的な教育課題を多面的に検討するなど、豊富な内容と形態を取り入れている。

さらに、協調学習支援システムを導入した G103 室で行う共通科目(必修)「授業と学習のメカニズム」「授業形態の特質と選択」の授業では、学習活動をグループ毎に記録できるカメラと情報機器が整備されている。これらの授業では、最近の学習科学における研究成果を踏まえ、ICT を活用した授業方法を採用することにより、次期学習指導要領で重視される「主体的・対話的で深い学び」の指導を積極的に推進し得る力量の向上を図っている。

基準 3-3 : レベルⅠ

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

[基準に係る状況]

本専攻における実習は、「基盤実習」(1年通年)、「領域別実習」(1年後期)、「学校改善力高度化(育成)実習」(2年通年)から構成されており、現職院生も10単位必修としている(資料3-3-1)。実習の遂行に関する諸手続き、報告書式、留意事項等について、詳細な実習マニュアルが整備されている(資料3-3-2)。

(1)「基盤実習」(1年通年・90時間・3単位)

「基盤実習」では、共通科目や選択科目との往還を図りつつ、各領域に関わる視点に基づいて、高度な実践的指導力形成の基礎となる知識・考え方を身につけることを目的としている。「基盤実習」のうち、全員が共通に履修する分として各領域から提供された見学型・参加型の実習を「領域共通分」(60時間)、各領域単位で履修する分として一層進んだ実習を行う「領域関連分」(30時間)の計90時間分を実施している。この方法は、前回認証評価以降の改善によるものであり、それまでの実習先が静岡市内の学校に集中していたことと「基盤実習」の指導が実務家教員に偏っていたことを改めたものである。この改善により、実務家教員及び研究者教員が有する情報に基づき、静岡県内から広く先進的な学校を選定するだけでなく、教育委員会や行政機関も実習先に選ぶなど、院生の成長にとってより有益な方法による実習を行うことが可能になっている。

そのため実習先は、原則として共通科目や選択科目の担当教員が選定し、事前に「基盤実習」のねらいや活動内容等を実習先に説明し依頼している(資料3-3-3)。その際、実習の企画・運営・評価・実習校との連絡調整等を所掌するAR運営部会が、実習内容の適切性や領域内・領域間での重複を避けるための調整を行っている(前掲資料2-2-2)。院生は、担当教員の指示に従いながら、実習で学修した内容に関するレポートを作成し、担当教員へ提出する。担当教員は授業科目や実習のねらい等による成績基準から成績を判定し、AR運営部会へ報告する。AR運営部会は、担当教員から提出された評価を踏まえて協議を行い、単位認定を行っている。

(2)「領域別実習」(1年後期・90時間・3単位)

「領域別実習」では、共通科目や選択科目における学修と連携協力校における調査・観察・面接や授業などの実践及び振り返りを相互に関連づけることを通して、後述するARに向けた各自の課題意識・追求テーマ、取組の方法や計画の具体化につなげることを実習全体の目標としている。

実習先の選定については、院生の課題意識や追及テーマに適した学校等について、院生が所属領域の研究者教員及び実務家教員との協議により原案を作成し、指導教員とともに連携協力校へ直接出向いて説明を行っている。それにより、連携協力校長の署名・押印がある承諾書(資料3-3-4)をAR運営部会へ提出する。なお、平成26年度入学生から、学校以外の実習先として、教育委員会や教育センターも可能としている。

院生は、原則として週1日連携協力校に滞在することとし、事前に連携協力校の所属長へ「1年次領域別実習計画調書」(資料3-3-5)を提出する。また、実習で行った内容等については「1年次領域別実習の記録」を指導教員へ随時提出し、実習の終了後には、「1年次領域別実習での学び」(資料3-3-6)を指導教員及びAR運営部会へ提出する。

実習での振り返りは、各領域単位で研究者教員と実務家教員が連携して、原則として火曜日9・10時限に月2回程度の頻度で実施している。そのほか、1年次における実習(「基盤実習」「領域別実習」)の成果及び2年次に行うARのテーマ設定等について、1年次生報告会において院生がプレゼンテーションを行っている。同報告会は、1年次の学習及び研究の到達点と2年次の研究計画を発表し検討する場として、平成28年度入学生より「教職実践研究方法論」の最終回として位置づけられている。

なお、平成25年度入学生より、課題テーマが現任校でなければ実現が難しい場合、日常業務に埋没しないことを条件として現任校での実習を認めることにした。さらに、日常業務に埋没せず、教職大学院での実習が学校改善へ実質的に寄与できるようにするために、平成29年度入学生より、学校組織開発領域において「学校等改善支

援研究員」の制度を導入した(資料3-3-7)。

(3)「学校改善力高度化実習」(現職院生)・「学校改善力育成実習」(学卒院生)(2年通年・180時間・4単位)

2年次の実習科目は、学修履歴や実務経験等に配慮して、現職院生と学卒院生それぞれの到達目標の相違に対応させ、現職院生には「学校改善力高度化実習」、学卒院生には「学校改善力育成実習」を実施している。いずれも、院生の課題意識や追究テーマに基づいて、連携協力校等で年間を通した計画のもとで実践的研究としてARを実施している(資料3-3-8)。大学において行う実習の指導については、各領域を中心に複数の教員による正規の授業外の時間を実施してきたが、平成28年度入学生より「課題研究」が開講されたことに伴い、正規の授業として実施することが可能となった。なお、ARを実施する際に、研究倫理の問題に配慮するよう4月のガイダンス及び実習マニュアル(資料3-3-2:pp.34~38, 42~44)で周知している。

《必要な資料・データ等》

(資料3-3-1) 各実習のねらい(平成28年度ガイダンス資料p.22)

(資料3-3-2) 教職大学院実習マニュアル

(資料3-3-3) 平成29年度「基盤実習」一覧

(資料3-3-4) 連携協力校承諾書

(資料3-3-5) 1年次領域別実習計画調書

(資料3-3-6) 1年次領域別実習の記録及び領域別実習での学び

(資料3-3-7) 学校等改善支援研究員について

(資料3-3-8) 連携協力校一覧

(基準の達成状況についての自己評価:A)

1) 当該標語とした分析結果

専攻内に実習の企画・運営・評価・実習校との連絡調整等を所掌する組織としてAR運営部会を設け、専攻全体の实習体制を組織的に推進しており、研究者教員・実務家教員ともに定期的に連携協力校を訪問して院生の指導や連携協力校の関係職員との間で協議している。また、実習の実施状況に関する連絡・調整・改善のために、連携協力校連絡協議会を設置し定期的に協議を行っていることなど、実習の実施体制を着実に構築していることから、本基準は十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

前回認証評価以降、本専攻で実施している実習について以下のような改善を行ってきた。

平成25年度から、現職院生の課題テーマが現任校でなければ実現が難しい場合、日常業務に埋没しないことを条件として現任校での実習を認めている。さらに、1年次後期の「領域別実習」と2年次の「学校改善力高度化(育成)実習」とを接続するとともに、現職院生の場合には、院生の在籍する地域でAR型の実習を行うことによって、学校や地域への還元性の強い実習が可能になっている。

平成27年度から、「基盤実習」の方法を各領域の特色を活かしつつ実務教員と研究者教員の双方が関与するように改善し、院生全員が共通に履修する分として「領域共通分」(60時間)、各領域単位で履修する分として「領域関連分」(30時間)の計90時間分として実施している。これにより、従来以上に広い範囲から先進的な取り組みを行っている学校・教育委員会等を実習先として選定することが可能になっている。

平成28年度入学生から、「課題研究」が開講されたことにより、実習の振り返り指導やARに関する指導など、大学において行っている指導を正規のカリキュラムとして実施することが可能になっている。

平成29年度入学生より、教育委員会と大学とのより緊密な協力関係のもとに、教育委員会や学校が当面してい

る課題に対して、派遣された現職院生が実習を通じて一層責任をもって取り組むために、学校組織開発領域において「学校等改善支援研究員」の制度を導入している。

基準 3-4 : レベル I

○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

〔基準に係る状況〕

本学研究科規則では、1年間に取得可能な単位数の上限(36単位)や進級の要件、GPA制度の導入について定めている(前掲資料1-1-2)。本専攻では、意欲ある院生のニーズに応えるため、平成28年度に同規則の細則として「教育実践高度化専攻における履修科目の登録単位数の上限に関する規則」(資料3-4-1)を制定し、上限単位数を超えて履修を希望する場合には、その理由等を記載した申請書(資料3-4-2)を提出し専攻会議での審議の上で認める場合があることを規定した。平成28年度後期に本規則に基づく履修申請が1件あり、所定の手続きを経て承認された。

また、遠方からの通学者にも配慮し、必修の共通科目全てと選択科目の多くは、月曜日・火曜日・木曜日の3・4時限から7・8時限にかけての時間帯(10:20~15:55)に配置され、計画的に履修できるよう学年配当を明確にするとともに、1・2時限(8:40~10:10)及び9・10時限(16:05~17:35)については、選択科目の一部を配置する他、必要に応じて各領域における課題研究等の時間に充てることできるように構成している。加えて、水曜日と金曜日は「実習日」と位置づけて、通常の授業を配置せず、教員が実習先を訪問したり、各領域における振り返り等を行ったりする時間を確保している(前掲資料3-1-2)。

指導体制は、基本的には各領域での指導が中心であるが、所属領域以外の教員も必要に応じて支援するなど、領域横断的な指導を行う体制を敷いている。2年次に取り組む「学校改善力高度化(育成)実習」に関しては、指導教員をはじめとする所属領域の教員が連携して成果報告書の作成指導を行っている(資料3-4-3)。修了までの学習指導に関連した節目となる行事として、1年次報告会(2月)、2年次構想発表会(6月)、2年次中間まとめ発表会(10月)が設定されている。これらに向けて、1年生は「教職実践研究方法論」、2年生は「課題研究」等で各領域において複数の教員が指導する体制を整えている(シラバス参照:前掲資料1-2-3)。

また、履修指導の際に活用されるのが、学卒院生・現職院生別に作成された成長デザインシート PADDOC (Power-up And Development Design: Operation & Charter)である。これは、2年間の修学の節目ごとに院生各自がそれまでの学修を振り返りながら今後の計画を修正・明確化・発展させるための道具として位置づけられている(資料3-4-4・5)。PADDOCを活用することにより、院生各自の学修の歩みが可視化され、教員と院生との間に情報の共有が図られている。院生一人ひとりの課題に応じたきめ細かな指導助言を可能にする媒体として、また、連携協力校への説明や修了後の教育委員会や着任校への報告にも活用されるなど、本専攻における教育上の特色の一つになっている。

さらに、院生への連絡や資料の配付、院生からのレポート提出や院生同士の情報交換などのために、学習支援システム GRAD を開設している(資料3-4-6)。GRADは、教員のみならず院生自身もファイルのアップロードを含むページ内容の編集を行うことができ、学年を超えた成果物の共有にも活用されている。また、院生への連絡や資料の配付、院生からのレポート提出や院生同士の情報交換など、様々な目的のために、自由に閲覧・書き込みが可能なポータルサイトである。

なお、履修・研究上の問題等に関して、院生が指導教員に相談できるよう、オフィスアワーをシラバスに明記するとともに、必要に応じて指導教員以外の教員にも自由に相談できる体制を整えている。

《必要な資料・データ等》

- (資料 3-4-1) 教育実践高度化専攻における履修科目の登録単位数の上限に関する規則
- (資料 3-4-2) 履修登録の上限単位数を超えて履修する科目の追加登録申請書
- (資料 3-4-3) 平成 29 年度 教育学研究科教育実践高度化専攻 2 年生 研究指導教員について
- (資料 3-4-4) 成長デザインシート PADDOC (学卒院生用)
- (資料 3-4-5) 成長デザインシート PADDOC (現職院生用)
- (資料 3-4-6) GRAD のフロントページ

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本学研究科及び本専攻に関する規則等に基づいて院生の学習ニーズに対応する体制を整備していること、院生の通学事情等も勘案した時間割編成を行っていること、成長デザインシート PADDOC の活用を通して院生各自の学修状況や課題を明らかにした上で適切な指導助言を可能にする仕組みを導入していること、本専攻専用サイト GRAD を設け授業連絡・レポート提出・情報交換など多様な用途で活用されていることから、本基準は十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

本専攻では、成長デザインシート PADDOC を活用して、院生の入学前の問題意識及び修了後における学校への貢献も含めて履修指導、学習指導、課題研究に関する指導等を継続して行っており、こうした方法は前回認証評価においても高い評価を得ている。

基準 3-5 : レベル I

○ 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

本専攻のカリキュラムポリシーを踏まえ、各領域において授業の到達度を測るための学卒院生・現職院生別のスタンダード(能力育成指標)が策定されている(前掲資料 1-2-4)。各科目の具体的な成績評価の方法に関してはシラバスに記載し、院生に周知されている(前掲資料 1-2-3)。共通科目及び選択科目の単位認定については、担当教員間の協議によって行っている。実習科目のうち、「基盤実習」については、AR 運営部会に実習出席簿等の評価関係資料が集約され、統一された基準により評価を行う体制が確立されている。その他の実習科目については、各領域に所属する教員間の協議によって単位認定を行っている。

2月の最終試験では、2年間のAR等の取組の経過及び成果をまとめた成果報告書(テーマ一覧:資料 3-5-1)とその抄録(資料 3-5-2)、そして成長デザインシート PADDOC(前掲資料 3-4-4・5)の提出を義務づけている。2年間の学修成果全体を評価対象とし、院生ごとに原則3名の教員による審査委員会が組織される(前掲資料 3-4-3)、所属する領域の指導教員が主査を務め、研究者教員と実務家教員を1名以上含むこと、所属領域以外の本専攻専任教員を含むこととしている(資料 3-5-3・4)。最終試験は、院生の提出物に基づき、1人当たり約50分間の口述試験の方法で実施している。

成果報告書は、院生が追求したテーマに関する教育の現状や実態を把握する力、課題を可視化する力、適切な実施計画を策定・実践する力、実践的取組を振り返り評価する力、実践的取組の全体をまとめて説明する力の5つの観点定められ、各観点には現職院生と学卒院生別の評価項目が設けられており(資料 3-5-5(

2. 評価の観点))、最終試験の結果に基づいて修了審査報告書が作成され、審査要旨において修了判定の理由が具体的に記載される(資料 3-5-6)。修了の認定は、専攻の原案に基づき和文題目及び英文題目とともに研究科委員会に提出審議の上、研究科教授会で承認されることによって行われる(資料 3-5-7)。これらの修了

判定に関する事項は、教職大学院ハンドブックに掲載され、ガイダンス等で院生に周知されている（前掲資料3-1-3、P.44）。

《必要な資料・データ等》

- (資料3-5-1) 成果報告書テーマ一覧
- (資料3-5-2) 成果報告書抄録集第7号 (2017年3月)
- (資料3-5-3) 修了判定・最終試験
- (資料3-5-4) 平成28年度最終試験日程
- (資料3-5-5) 成果報告書
- (資料3-5-6) 修了審査報告書の様式
- (資料3-5-7) 修了判定資料 (研究科教授会資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻では、実習科目も含めて、履修科目の評価と単位の実質化、実習の成果を反映した院生全員の成果報告書の提出、最終試験の方法、修了認定の手続き等、教職修士の学位授与に関して必要な質保証が適切になされている。1年間に取得可能な単位数の上限設定、進級の要件やGPA制度の明記など教育の質を保証する制度が導入され、その適正な運用に努めていること、修了認定に関する手続きが明確に定められ、教職大学院ハンドブックへの記載により院生に周知されていることなどから、本基準は十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

本専攻の修了認定では、必要単位数を充足した上に、成果報告書・抄録・英文題目・PADDOCの提出を義務づけ、最終試験では、審査委員会を設置し、院生の提出物に基づいた口述試験を実施しており、大学院にふさわしい水準を維持している。

学卒院生・現職院生別のスタンダード（能力育成指標）は、教員が行う授業の成績評価基準として、また、院生が授業で身につけた力を判断する自己評価指標として利用することが可能である。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻の特徴は、現職院生を対象とした学校等における実習の免除は行わず、2年間を通して完全に職務を離れて学習に専念できる教育課程となっており、学校・地域に対する実習成果の強い還元性を果たしていることである。1年次後期の領域別実習と2年次通年の学校改善力高度化実習に連続性をもたせることにより、連携協力校及び地域のニーズを十分に把握した上で、同じ実習先での約1年半の継続的なARに取り組むことが可能となり、実習の充実と成果の還元につながっている。

また、現職院生と学卒院生の共通性をもたせつつ、学習履歴や経験等に配慮して、双方にとってより適切な指導ができる体制を構築している。現職院生については、平成29年度入学生からは、学校組織開発領域において派遣元教育委員会との連携による学校等改善支援研究員の制度を設け、一層のニーズ把握と大学教員が組織的にARに参画する仕組みを構築している。一方、学卒院生については、平成29年度入学生より静岡県教育委員会との協定に基づき、採用後の初任者研修の一部を先行実施する制度である初任者研修協働実施プログラムを発足させ、領域横断的な選択科目（「教職キャリア基礎Ⅰ」「教職キャリア基礎Ⅱ」）を開講した。

基準領域 4 学習成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1：レベル I

○ 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

基準 1-2 で示した人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らし、本専攻の教育課程に関する学習成果として、院生の単位取得状況については、直近の平成 27 年度の単位取得状況は、S 評価が 10.7%、A 評価が 86.9% で、B 以下が 2.4%、平成 28 年度の単位取得状況は、S 評価が 12.3%、A 評価が 85.5% で、B 以下が 2.2% であり、良好であるといえる（資料 4-1-1）。本専攻の修了必要単位数を表 4-1-1 に示す。

表 4-1-1 本専攻の修了必要単位数

領域		共通科目	選択科目		実習科目	合計
学校組織開発領域		22	所属する領域で開講される科目	12	10	48
			所属する領域以外で開講される科目	4		
教育方法 開発領域	現職大学院生	22	所属する領域で開講される科目	8~12	10	48
			所属する領域以外で開講される科目	8~4		
生徒指導 支援領域	学卒大学院生	22	所属する領域で開講される科目	12	10	48
			所属する領域以外で開講される科目	4		
特別支援教育領域		22	特別支援教育領域科目	14	10	48
			生徒指導支援領域の 「発達臨床の視点と方法」	2		

次に、本専攻の修了認定については、2 年次の修了予定者に対して、成果報告書の提出を 1 月末日とし、最終試験を 2 月初旬（第 2 週）に実施している。最終試験は、修了予定者 1 人当たり 50 分の試験時間で、成果報告書のほかに、成果報告書抄録集原稿及び PADDOC に基づいて、口頭試問の形式で実施している。これまで、修了予定者の全員が修業年限内に「合」の判定を受けて修了している（前掲資料 3-5-3）。実習及び課題研究の成果に関しては、毎年 3 月上旬に公開成果発表会を実施して、広く教育委員会や校長会、連携協力校関係者等からの参加を得て院生各自の取り組みを具体的な形で表現し、学修成果を公表・還元する場としている。講評を担当する静岡県教育委員会課長等からは、院生の学習成果や課題研究の内容に関して、「自治体の共有財産としたい」という評価を得ている（後掲資料 9-1-3：P. 2）。

さらに、成果報告書の抄録（1 人当たり A4 判 6 頁）を冊子の形にして公刊し、全国の教職大学院設置校をはじめとして静岡県教育委員会や静岡市・浜松市両政令指定都市教育委員会、県内の市町の教育委員会、静岡県、静岡市及び浜松市の各教育センターに送付することで、本専攻の修了生が追求したテーマとその成果を公表・還元している（前掲資料 3-5-2）。また、生徒指導支援領域では、文部科学省委託研究として、授業内容と関連づけた人間関係形成能力に関する指導プログラムの開発に取り組み、その成果に基づいた DVD を作成して、本専攻の授業及び学校等での活用供している（資料 4-1-2）。

このほか、実習と授業の往還を強めることにより学習成果を上げた例として、平成 27 年度から、「基盤実習」の一環として、本専攻と静岡県総合教育センターとが連携し実施している研究交流会を挙げることができる（資料 4-1-3）。平成 27 年度は、静岡県総合教育センターに派遣されている長期研修員と本専攻院生との学習・研究方法の違いから、研究交流会では必ずしも十分な成果を上げるに至らなかった。そこで、平成 28 年度の研究交流会では、1 年次前期の授業「新学習指導要領とカリキュラム経営」で作成した教員研修用の教材（資料 4-1-4）を共通の題材とした上で、長期研修員と院生双方の実践的研究や AR の内容を交換・検討することによ

て有意義な研究交流会を実施できた。

なお、静岡県及び静岡・浜松両政令市では、教員採用試験の合格者が大学院進学した場合、名簿登載期間の延長措置（2年間）が取られている。本専攻が目指す人材養成の目的の一つである「総合的な実践的指導力のある新人学校教員の養成」（前掲資料1-1-2）に関して、学習成果を端的に表す数値として、学卒院生の教員就職状況は、開設以降92.7%であり、所期の目的を果たしているといえる（資料4-1-5）。さらに、現職院生が、実習を中心としたARの成果に基づいた実践的研究などにより、静岡教弘教育研究実践論文の最優秀賞、静岡市人材養成塾の最終報告会で学長賞、2016年度VMStudio & TMStudio 学生研究奨励賞の優秀賞及び佳作を受賞している（資料4-1-6）。

《必要な資料・データ等》

- （資料4-1-1）平成25・26・27・28年度の単位取得状況
- （資料4-1-2）生徒指導支援領域の受託研究に関する資料
- （資料4-1-3）静岡大学教職大学院と静岡県総合教育センターとの研究交流会
- （資料4-1-4）新学習指導要領に関する教員研修用教材
- （資料4-1-5）修了生の採用・異動・昇任等に関する状況（学卒院生の教員就職状況は右欄）
- （資料4-1-6）院生の受賞に関する報道

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 当該標語とした分析結果

平成28年度の単位取得状況、S評価やA評価の比率、成果報告会の開催や抄録集の発行、PADDOCの作成、学卒院生のこれまでの教員就職状況などから、本専攻の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっている。また、実習とAR型の課題研究を通じて、院生の学習成果が社会的評価を得ようになってきており、本専攻における学習の成果や効果として高い水準に達する院生が出ている。さらに、平成28年度の外部評価で、「学習、研究の成果が、各種報告会を通じて、学校現場へ提供されている」と評価され、また、院生が教育関係の賞を受けていることから、本基準は十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

前回認証評価以降における実習の方法は、1年次後期の「領域別実習」と2年次の「学校改善力高度化実習」との連続性を持たせ、AR型の課題研究を実施する体制を強めるよう改善してきた。さらに、各領域で実習の振り返りや指導教員の研究指導、「教職実践研究方法論」を中心とした実践的研究の方法に関する指導などを実施してきた。そうした成果として、院生が作成する成果報告書の中には、院生自身が関与した実践を対象として研究的な分析及び考察を緊密な論文体の文章で記述し、従来の修士論文と比較して質量ともに同水準以上のものが見られるようになってきている。現在、全国的に教職大学院一本化の方向が打ち出される中で、修士論文と同水準以上の成果物を生むことを可能にしている本専攻のカリキュラム体系と組織的指導の体制は、一つの参考になるとと思われる。なお、院生の成果報告書の現物については、部数が限られているため、その例を当日資料として提出することにする。

基準4-2：レベルI

- 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

[基準に係る状況]

本専攻では、実習を通じたAR型の課題研究を実施している。学修成果の社会的還元については、本専攻が主催する教職大学院運営委員会、連携協力校連絡協議会、成果発表会等で行ってきた。さらに、毎年12月に開催される日本教職大学院協会研究大会で各領域のローテーションによって院生が発表してきた（資料4-2-1）。

前回認証評価以降、現職院生に関しては、各自の実習と融合した課題研究に取り組んだ成果として、高大連携による理系女子育成事業の企画・実施（資料4-2-2）、高校芸術科卒業生のライフモデル集（資料4-2-3）、特別支援教育コーディネーターハンドブック（資料4-2-4）、英語モジュール学習デザインガイド（資料4-2-5）などが作成されており、本専攻における学修の成果が一般の学校でも十分活用可能な形で、学校・地域に還元されている。特に、教育方法開発領域、生徒指導支援領域では、修了生または在籍現職院生の出身地域で、フォローアップ研修を行い（資料4-2-6、後掲資料5-1-10）、学校・地域への成果の還元の役割も同時に果たしている。これらのフォローアップ研修は、会場校の校内研修を兼ねると同時に、修了生のネットワーク作りの一端を担っている。

また、平成26年には、教員養成・研修高度化推進センターの構成員である本専攻の専任教員が、静岡県内の全教育委員会を訪問し、教育長へのインタビューによって、教職大学院が行う人材養成に関するニーズ等を調査している。その際に、修了生の異動・昇任をはじめとする活躍状況や成果等に関する情報についても収集している。同調査の結果は、平成26年10月に開催された教職大学院検討委員会（平成28年度に教職大学院連携推進委員会に名称変更）で報告し、教育委員会が教職大学院に期待する人材養成の具体的内容が明らかにされている（資料4-2-7）。

そして、本専攻における院生個人の成長及び人材の育成に関して、本専攻と教員養成・研修高度化推進センターとが共催している実践研究ラウンドテーブル in 静岡に、修了生及び在籍院生が参加・発表し、広く教育界への成果の還元を務めている（後掲資料9-2-3）。さらに、現職院生の中には、本専攻を修了し現場復帰した後に、教員養成系大学教員に採用された者が2名（内1名は、愛知教育大学・静岡大学の共同博士課程で博士の学位を取得）出ており、より高いレベルでの学修成果の社会的還元に貢献している。

本専攻では、修了生の採用・異動・昇任等に関する追跡調査を実施する体制がほぼ整っており、修了生の昇任の動向から、本専攻修了後における教職の資質・能力の成長につながっていることが分かる（前掲資料4-1-5）。なお、前回認証評価では、本専攻の開設後間もない時期であったため、学修成果の還元については十分とはいえない状況と判断（前回自己評価書の基準4-2自己評価：B）したが、上記のように、人材の育成を通じて学修の成果が還元されるよう専攻としての組織的な努力を継続している。

《必要な資料・データ等》

- （資料4-2-1）日本教職大学院協会平成27年度・28年度研究集会発表原稿（抜粋）
- （資料4-2-2）高大連携理系女子育成事業
- （資料4-2-3）芸術科卒業生ライフモデル集
- （資料4-2-4）特別支援教育コーディネーターハンドブック
- （資料4-2-5）英語モジュール学習デザインガイド
- （資料4-2-6）フォローアップ研修資料（教育方法開発領域）
- （資料4-2-7）静岡州市町教育長インタビューによる調査研究（教員養成・研修高度化推進センター）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1）当該標語とした分析結果

院生がAR型の課題研究に取り組んだ成果として、高大連携事業の企画・実施、特別支援教育ガイドブック、英

語モジュール学習デザインガイドなどが作成されており、学修の成果が院生の在学中及び修了後に学校・地域に還元されている。連携協力校連絡協議会等の場で、管理職及び派遣元教育委員会から、修了生の活躍状況も含めて、本専攻における学修成果に関する高い評価が得られている。また、修了生の採用・異動・昇任に関する追跡調査を実施する体制がほぼ整っており、それらの結果を見ても本専攻修了後における教職の資質・能力の成長につながっていることから、本基準を十分に達成していると判断できる。

2) 評価上で特に記述すべき点

修了生の追跡調査については、事務職員が毎年の状況を調査して基本的な一覧表を作成しており、さらに、専任教員が静岡新聞の提供している教員人事異動データベースを利用して異動・昇任等の状況を補完している。また、教員養成・研修高度化推進センターの構成員である本専攻の専任教員が、静岡県内の全教育委員会を訪問し、教職大学院が行う人材養成に関するニーズ等を調査した際に、修了生の異動・昇任をはじめとする活躍状況や成果等に関する情報についても収集している。

こうした修了生の追跡調査と成果の把握は、前回認証評価で、修了生及び派遣元教育委員会の全てを対象として実施することが望まれるとの指摘（前回認証評価の基準4-2）を受けて実施してきたものである。

2 「長所として特記すべき事項」

教職大学院運営委員会、連携協力校連絡協議会、成果発表会等において、院生の学修プロセスや成果の可視化と学校・地域への還元に努めている。さらに、新しい教育方法や学校支援の方法をガイドブック等にまとめ、学校・教育委員会に配布することにより成果の還元を努めている。英語モジュール学習デザインガイドは、教師の指導方法と生徒の活動を映像化したDVD及び教材集CDを添付して、静岡県内の全教育委員会等に配布した。一方で、修了生への支援もなされ、修了後も大学との関係が維持されており、大学による教育現場への支援が継続する仕組みをもっていることも特筆される。

また、「基盤実習」の一環として、本専攻と静岡県総合教育センターとが連携して実施した研究交流会で、本専攻の授業で作成した教員研修教材を活用した。このように、教職大学院の授業において、理論面に関する院生の十分な理解の上で、教員研修用の教材を作成し、それを実習の場で活用する方法は、実習と授業の往還という点でも学校等への成果還元という点でも有効なものであるといえる。

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準 5-1：レベル I

- 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

静岡大学では、学生の学習環境や学生生活に関する相談については、学内に「何でも相談窓口」、「学生相談室」を設け、直接の面談のほか電話相談にも応じている（資料 5-1-1）。学生のメンタルヘルス支援システムについては、静岡大学保健センターの精神科医 1 名とカウンセラー 1 名が学生へのカウンセリングを行っている（資料 5-1-2）。平成 25 年度から、障がい学生支援部門を設け、「修学サポート室」を開設した（資料 5-1-3）。教育学部のハラスメント防止委員会が、「静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、健全で快適な教育研究環境を整備し維持することを努力している（資料 5-1-4）。相談体制としては、静岡キャンパス内の教職員 15 名がハラスメント相談員に任命されている。そのうち、本専攻では女性教員及び教育相談を専門とする教員の 2 名が相談員を担っている。さらに、全学組織のハラスメント防止対策委員会により、ハラスメント啓発リーフレットが作成されている（資料 5-1-5）。こうした情報については、静岡大学公式ホームページに公開されており、広く周知が図られている。

次に、キャリア支援の体制については、学内に就職資料情報室を設け、8 名のキャリアカウンセラーを配置して対応している（資料 5-1-6）。また、教育学部にはキャリア・サポート委員会が設置され、本専攻の院生も含めた教員志望者に向けての様々なサポート（例：学部 4 年生と大学院 1・2 年生を対象とした同窓会講師による直前模擬面接指導）を行っている（資料 5-1-7）。平成 25 年度から、教育学部附属教育実践総合センターに教職支援室が開設され、常時 2～3 名の特任教授がキャリア支援に当たっている（資料 5-1-8）。

本専攻では、4 月の入学時点で教職大学院ハンドブック（前掲資料 3-1-3）を配布し、教務関係の事項や学校における実習、本専攻での生活上の注意事項などに関する説明を行っている。さらに、学卒院生の実習を支援するために、AR 運営部会が、実習に関わる事項全般の円滑な推進を図り、学卒院生の要望や課題に応えられる体制を整えている。

また、学卒院生のキャリア支援に関しては、指導教員による日常的な指導をはじめ、学卒院生が所属する教育方法開発、生徒指導支援、特別支援教育の各領域において、組織的に就職等の指導と相談に当たっている。学卒院生全体の状況を把握するために、ストマス支援委員会に主担当の専任教員（特任教授）を決め、学校における実習及び課題研究の進捗状況に対して必要な指導を行っている。学卒院生の採用試験の可否状況に関しては、別の専任教員（特任教授）が随時把握しつつ、必要な指導・支援を行っている。特に、教員採用試験への対策に関しては、ストマス支援委員会の教育行政を専門とする教員が、1 年次から学卒院生を対象とした教育行政・教育法規に関する指導を実施し、校長経験を有する専任教員（特任教授）が面接に関する指導を計画的に実施している。その他、臨時採用を含めた教員採用に関する情報を学務係が全教員にメール配信しており、学卒院生の教員採用試験の結果に応じて、随時対応できるようにしている。

さらに、平成 29 年度入学生から、学卒院生のみを対象とした科目として、「教職キャリア基礎 I」（1 年通年）、「教職キャリア基礎 II」（2 年通年）を開講し、学卒院生に特化した学びを保障している。こうした学卒院生への支援を一層強化するため、平成 28 年度からストマス支援委員会を設置して組織的に推進している（資料 5-1-9）。また、修了生への支援として、例えば生徒指導支援領域では「修了生・現職生合同研究会」が開かれている。平成 28 年度で第 3 回の開催であり、教職大学院開設時からの各期修了生が参集して、修了後も互いに支え合うネットワークが形成されている（資料 5-1-10）。

《必要な資料・データ等》

- (資料5-1-1) 静岡大学ホームページ「学生相談 | 静岡大学: キャンパスライフ 健康・相談」
- (資料5-1-2) 静岡大学保健センターホームページ
- (資料5-1-3) 修学サポート室「インクルねっと」
- (資料5-1-4) 静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- (資料5-1-5) ハラスメント防止に関する啓発リーフレット・静岡大学静岡地区ハラスメント相談員
- (資料5-1-6) 就活はここからスタート! (就職相談チラシ)
- (資料5-1-7) 面接等指導予定
- (資料5-1-8) 教職支援室による指導
- (資料5-1-9) ストマス支援委員会を中心とした「教職キャリア基礎 I」の指導
- (資料5-1-10) 『SHIENN』No. 6 (静岡大学教職大学院 生徒指導支援領域ショートレター)

(基準の達成についての自己評価: A)

1) 当該標語とした分析結果

学生が在学期間中に教職大学院の課程の履修に専念できるよう、静岡大学として、教育学部・教育学研究科として、また、専攻として、各種相談・支援体制を構築し、それを広く学生に周知している。本専攻の女性教員及び教育相談を専門とする教員の2名が相談員を担っていることを4月のガイダンスで説明している。さらに、教育学部附属教育実践総合センターに教職支援室が設置されたことが加わり、学卒院生のキャリア支援体制も整っていることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

本専攻では、学卒院生の実習に関する状況、学業・生活上の課題、心の問題等に対して、早期の状況把握と対応を行うためにストマス支援委員会を設置している。学卒院生の教員採用試験対策に関しても、ストマス支援委員会を中心に計画的な指導を行っている。

基準5-2: レベルII

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

〔基準に係る状況〕

本専攻に在籍する院生への経済的支援に関しては、日本学生支援機構奨学金その他の制度による奨学金並びに入学金、授業料の免除及び徴収猶予の制度によっている(資料5-2-1・2・3)。授業料免除及び徴収猶予の制度については、静岡大学授業料免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則を定め、授業料と入学金のいずれについても、全学免除か半額免除、支払いの猶予が可能となっている(資料5-2-4)。これらの情報は、静岡大学ホームページ、掲示物、印刷物、学生便覧(前掲資料3-1-4)等によって周知している。

本専攻に在籍する院生への経済支援等は以下のとおりである。

(1) 日本学生支援機構奨学金(第1種)平成28年度

学年	申請人数	採用人数	備考
1年	1	1	学卒者
2年	1	1	学卒者

※第2種貸与者はいない
 ※勤務先から派遣されて大学院に在籍する者は採用しない
 (大学院に進学することで減給になる者を除く)

(2) 授業料免除 前期

学年	申請人数	免除者数	備考
1年	1	0	

後期

申請人数	免除者数	備考
0	0	

2年	1	1	全額免除、学卒者	1	1	全額免除、学卒者
(3) 入学料免除			(4) 入学料猶予			
学年	申請人数	免除者数	備考	申請人数	免除者数	備考
1年	1	0		0	0	
(5) 成績優秀者の授業料免除						
学年	申請人数	採用人数	備考			
1年	—	0				
2年	—	0				

本専攻の院生で、これまで経済的支援の対象となったのは全て学卒院生である。現職院生に関しては、特別な事情がない限り、入学料・授業料に関する減免措置はとられていない。なお、現職院生が授業用教科書を購入した場合には、所定の手続きにより、在籍校を通して教育委員会から必要経費が支払われている。

《必要な資料・データ等》

- (資料5-2-1) 静岡大学ホームページ「日本学生支援機構奨学金 | 静岡大学：キャンパスライフ奨学金」
- (資料5-2-2) 静岡大学ホームページ「授業料等の免除 | 静岡大学：キャンパスライフ 授業料」
- (資料5-2-3) 静岡大学ホームページ「各種奨学金 | 地方・民間等奨学金」
- (資料5-2-4) 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

院生への経済的支援については、入学料と授業料の支払い猶予及び全額・半額免除という条件整備を行っている。奨学金についても日本学生支援機構奨学金をはじめとした既存の制度を学生に効果的に活用してもらうべく広報や対応等を実施していることから、本基準に関して充実した活動がなされていると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

現職院生が授業用教科書を購入した場合には、所定の手続きにより、在籍校を通して必要経費が支払われている。

2 「長所として特記すべき事項」

院生の修学支援をはじめ、心の問題や精神的な問題、生活上の問題等に対して、全学レベル、部局レベル及び専攻レベルで支援体制が確立しており、組織的に対応する体制が整っている。本専攻では、実務家教員による指導を中心にして、学卒院生向けのキャリア支援が手厚くなされており、教育学部附属教育実践総合センターの教職支援室によるキャリア支援も受けている。さらに、平成29年度入学生から、初任者研修一部免除措置を担保する「教職キャリア基礎Ⅰ」、「教職キャリア基礎Ⅱ」を開講し、今後の大学院改革における学卒院生の増加に向けて、学卒院生を対象とした授業の増設を着実に進めている。

基準領域 6 教員組織

1 基準ごとの分析

基準 6-1 : レベル I

○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

本専攻における教員の配置は、平成 28 年度までは専門職大学院設置基準を満たしていたが、平成 28 年度末の実務家教員 1 名の急な退職により、研究者教員 9 名と実務家教員 5 名（うち 4 名は「みなし専任」という現状になっており、必要な実務家教員の最低総数と専任教員比率を満たしていない。このため、現在、専任の実務家教員（教育方法開発領域）1 名について、公募による補充を図っている。

また、特任教員の任期は 1 年であり、最長 5 年以内で年度ごとの更新を認めている。更新に当たっては、その年度の活動実績を報告し、経営企画会議、専攻会議で了承するようにしている。さらに、本専攻で開講される授業科目に関する専門性と多様性を一層高めるために、既存の修士課程担当の教員 9 名（研究者）及び附属教育実践総合センターの教員 1 名（実務家、県教委交流）の合計 10 名を兼任教員として配置している（資料 6-1-1）。

本専攻の研究者教員は、学校経営、教育課程経営、学習科学、教育方法、教育相談、成人教育、特別支援教育等を専門としており、担当する授業科目に関する十分な教育研究業績を有するとともに、教育行政・教育施策に関する審議会委員をはじめ、現職教員を対象とする研修会講師などの教育実践支援経験を豊富にもっている（資料 6-1-2、教職大学院認証評価基礎データ「教育研究業績書」）。また、実務家教員は、県・政令市教育センター長、教育委員会課長、指導主事、学校管理職など豊富な実務経験及び教育行政や学校経営に関する卓越した知識及び技能を有し、また、教員を対象とした生徒指導・教育相談に関する豊富な指導歴を有している。さらに、実践を言語化・客観化して表現した実践論文または研究論文をもつなど、本専攻で開設する授業科目に関する実践的・理論的蓄積を備え、研究者教員との協働による授業が可能な人材である。実務家教員は、各教育委員会や連携協力校と本専攻との間の連絡調整役として力量を発揮し、デマンドサイドとの間の橋渡し役としての役割を果たしている。

《必要な資料・データ等》

（資料 6-1-1）本専攻の教員配置

（資料 6-1-2）教育実践高度化専攻ホームページ・教員紹介

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1) 当該標語とした分析結果

本専攻では、現在は一時的に必要な実務家教員の最低総数と専任教員比率を満たしていないが、平成 24 年度から平成 28 年度までは専門職大学院設置基準を満たす専任教員を配置し、各教員が担当する授業科目に関する十分な教育研究業績を有するとともに、研究者教員と実務家教員とが適切に連携協力を行いつつ本専攻の運営に携わっていることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

専修免許取得のために幅広い内容をカバーする必要がある特別支援教育領域では、兼任教員として教育学部所属教員の協力を得ながら授業運営の充実を図っている。

また、教育学研究科では、当面する大学院改組に対応するために、附属教科学研究開発センターを設置し、修士課程（学校教育研究専攻＋教育実践高度化専攻）と博士課程（共同教科開発学専攻）との接続に関する問題をはじめ、学校教育研究専攻の一部を本専攻に移行する方法とその調整に関する問題等についても検討している。

基準 6-2 : レベル I

○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

本専攻の教員の採用及び昇任の選考手続きは、静岡大学教員資格審査基準（資料 6-2-1）、静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教員人事内規（資料 6-2-2）に定められている。また、実務家教員の採用、昇任及び担当教員としての資格基準については、その特性を考慮して、この内規のほか、教育学研究科教育実践高度化専攻実務家教員採用等に関する申合せ（資料 6-2-3）に基づくものとしている。

本専攻に所属する研究者教員の採用及び昇任に関する手続きは、静岡大学人事管理委員会の管轄下であり、公募を原則とする修士課程担当の教員の場合と同様である。実務家教員の場合には高度な専門職業人の養成という教職大学院の目的に鑑み、単に専攻分野における実務の経験及び高度の実務能力だけではなく、実践知や経験知を理論化し一般化した上で適切に教授する能力など、担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力を有する者であることを求めている。本専攻では、設置後の実務家教員（みなし専任を含む）の採用については公募制により、学術論文・著書もしくは実践論文など教育実践に関する研究業績をもつ者と定め、実務家教員の質の確保に努めている（資料 6-2-3・4）。採用審査に当たっては、応募者を書類審査により原則として 3 名に絞り、予め定められた観点に基づいた面接を実施し、実務家教員の資格基準及び公募の趣旨に照らして適切な人物が採用されるように図っている。平成 25 年度以降における教員の採用及び昇格等の状況は、表 6-2-1 のとおりであり、昇格した教授は、それぞれの領域代表として教育活動の推進と充実に貢献している。

表 6-2-1 教員の採用及び昇格等の状況 (※学部から配置換え)

年度	退職	採用	昇格
H25	研究者専任准教授 1 (H25. 3) 実務家専任教授 1 (H25. 3)	実務家特任教授 1 (H25. 4)	研究者専任教授 1 (研究者専任准教授から)
H26	研究者専任教授 1 (H26. 3) 実務家専任教授 1 (H26. 3) 実務家特任教授 1 (H26. 3)	研究者専任准教授 1 (H26. 4) 実務家専任教授 1 (H26. 4) 実務家特任教授 2 (H26. 4)	
H27	研究者専任教授 1 (H27. 3)	研究者専任教授 1 (H26. 4)※	研究者専任教授 1 (実務家専任准教授から)
H28	実務家特任教授 1 (H28. 3)	実務家特任教授 1 (H28. 4)	
H29	研究者専任准教授 1 (H29. 3) 実務家専任准教授 1 (H29. 3) 実務家特任教授 1 (H29. 3)	実務家特任教授 1 (H29. 4)	

《必要な資料・データ等》

- (資料 6-2-1) 静岡大学教員資格審査基準
- (資料 6-2-2) 静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻教員人事内規
- (資料 6-2-3) 教育学研究科教育実践高度化専攻実務家教員選考実施細則及び採用等に関する申合せ
- (資料 6-2-4) 教育学研究科教育実践高度化専攻実務家教員採用の公募例

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

- 1) 当該標語とした分析結果

本専攻に所属する専任教員の採用及び昇任の選考手続きが内規や申し合わせとして明文化され、また、実務家教員に関しては、教職大学院の特性に適合した基準を厳格に定め、運用していることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

実務家教員の採用に当たっては、質の確保のための資格基準を定め、書類審査を行った上で、複数の応募者に対する面接を実施し、公募の趣旨に照らして適切な人物が採用されるように図っている。

基準 6-3 : レベル II

○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

[基準に係る状況]

本専攻における教育活動に関する研究活動は、各領域またはそれを超える組織で行われている。生徒指導支援領域では、文部科学省受託研究として、授業内容と関連づけた人間関係形成能力に関する指導プログラムの開発を行っている(前掲資料 4-1-2)ほか、生徒指導支援領域と特別支援教育領域の教員が共同して、文部科学省の「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」(平成 28・29 年度)の受託を受けている(資料 6-3-1)。また、教育方法開発領域の教員が日本教師学学会において、実習の授業で行った実践内容を分析した結果を現職院生とともに発表しており、教育方法開発学領域の授業及び指導法の改善につながっている(資料 6-3-2)。そして、学校組織開発領域の複数教員が、授業で実施した内容がどのような能力を伸張させているかの分析を行い、本専攻の教育活動の成果に関する共同研究を行っている(資料 6-3-3)。別の学校組織開発領域の教員は、授業で教育委員会制度の内容を扱い、それを院生とともに分析して学会発表及び静岡大学教育実践総合センター紀要に掲載している(資料 6-3-4)。

さらに、本専攻所属教員は科学研究費補助金を中心に外部資金を獲得し、本専攻の研究水準の維持・発展に貢献している(資料 6-3-5)。富士市教育委員会との連携協力事業が平成 19 年度から毎年継続して実施され、富士市内の公立小中学校における校内研修に本専攻の教員が講師を務め、院生が実習として参加し、教職大学院と教育委員会との協働による学校教育教員の資質向上を具体化する取り組みの先進例となっている。さらに、平成 23 年度から 3 年間の交付を受けた特別経費(プロジェクト分)についても、新たな視点からの教材開発と教職大学院における高度な実践的指導力獲得のためのモデル開発を学校教育現場と協働で進めてきた。専任教員の個別及び共同研究のうち、本専攻の教育に関わる研究活動も着実に展開されている(教職大学院認証評価基礎データ「教育研究業績書」参照)。以上から、本専攻の教育目的と結びついた実践的研究活動が組織的に推進されている。

なお、本専攻に所属する専任教員(実務家教員を除く)の個人評価は、静岡大学の目標・計画の達成のために行う教育、研究、社会・国際連携及び管理運営に関わる教員個人の諸活動に関して、「教員の処遇(昇給・勤勉手当)の決定に係る指針」(資料 6-3-6)に基づいて各自が毎年度末に教員データベースに入力するとともに、「教員の個人評価に関する申告表」を教育学研究科長に提出することで実施されている。

《必要な資料・データ等》

- (資料 6-3-1) 生徒指導支援領域及び特別支援教育領域の共同研究
- (資料 6-3-2) 教育方法開発領域の研究
- (資料 6-3-3) 学校組織開発領域の共同研究
- (資料 6-3-4) 学校組織開発領域の研究
- (資料 6-3-5) 外部資金獲得状況
- (資料 6-3-6) 教員の処遇(昇給・勤勉手当)の決定に係る指針

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻の教育目的に合致した実践的研究が専任教員によって組織的かつ着実に推進されている。また、本学の「教員の個人評価に関する実施要項」に基づいて、専任教員の教育、研究、社会・国際連携及び管理運営に関わる適正な評価が実施されている。以上から、本基準に関して充実した活動がなされていると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

平成 26 年に静岡県内の全教育長を対象として実施したインタビュー調査に基づく共同研究(前掲資料 4-2-7)では、指導主事の力量形成を目的とする研修を要望する意見が多いことが明らかになった。そこで、教員養成・研修高度化推進センターの構成員である本専攻の実務家教員が中心となり、平成 27 年度から指導主事の力量向上を目的とした研修講座「気概塾」を立ち上げた。研修講座「気概塾」は、講師の多くを本専攻の研究者教員及び実務家教員が務め、年 4 回程度の頻度で開催している。「気概塾」には、指導主事のほか、学校管理職及び本専攻の現職院生等が参加しており、参加者の力量向上を通じて、本専攻の研究的・実践的成果を教育界に還元する機会となっている。

基準 6-4：レベル I

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

専任教員 14 名(研究者教員 9 名、実務家教員 5 名)の授業負担は、専任教員個別表及び資料 6-4-1 に示したとおりである。学部レベルでの教員養成教育に対する貢献の一環として、本専攻の専任教員(みなし専任を含む)の多くは教職科目を中心に平均して一人当たり年間 1~3 科目程度の授業を分担している(表 6-4-1、教職大学院認証評価基礎データ「専任教員個別表」参照)。学部授業を担当する時間数は各教員の専門領域によって一律ではないが、教職大学院における教育・研究に専念できる体制が概ね敷かれている。

表 6-4-1 専任教員の授業担当状況

氏名	職名	区分	週当たり授業時間数			
			教職大学院	共同博士課程	修士課程	学部
山崎 保寿	教授	専任・研究者	前 1.00・後 0.94 (8.71)・(10.96)	前 0.00・後 0.00 (2.25)・(4.50)	前 0.38	前 0.75・後 1.13
武井 敦史	教授	専任・研究者	前 1.75・後 0.94 (8.71)・(10.96)			前 1.50
村山 功	教授	専任・研究者	前 1.50・後 1.10 (8.84)・(11.09)	前 0.00・後 0.00 (3.75)・(3.00)	前 0.00 (0.75)	前 1.50・後 1.50
石上 靖芳	教授	専任・研究者	前 1.63・後 1.60 (8.84)・(11.09)			
原田 唯司	教授	専任・研究者	前 1.13・後 1.25 (9.21)・(11.46)			後 1.50
大塚 玲	教授	専任・研究者	前 1.50・後 1.50 (3.21)・(8.25)			前 3.75・後 3.00
渋江 かさね	准教授	専任・研究者	前 1.00・後 0.00 (8.71)・(10.96)			前 1.50・後 4.50 (0.75)・(0.75)
伊田 勝憲	准教授	専任・研究者	前 1.43・後 1.30 (9.21)・(11.46)			後 1.50
島田 桂吾	講師	専任・研究者	前 1.00・後 0.94 (8.61)・(10.86)			前 0.38・後 1.50
三ツ谷 三善	教授	専任・実務家	前 1.00・後 0.94 (8.71)・(10.96)		前 0.38	前 0.38・後 1.50

山口 久芳	特任教授	み専・実務家	前 1.00・後 0.94 (8.71)・(10.96)			前 0.38
鈴木 秀志	特任教授	み専・実務家	前 1.38・後 1.25 (9.21)・(11.46)			前 1.50
伊藤 公介	特任教授	み専・実務家	前 1.38・後 0.75 (9.21)・(11.46)			後 1.50
岡本 康哉	特任教授	み専・実務家	前 1.50・後 0.00 (9.21)・(11.46)			後 1.50

※週当たり授業時間数にはオムニバス形式の授業を含む

※カッコ書きは集中講義等(実習科目等を含む)の時間数を外教として集計

なお、教員の科目担当及びその負担状況に関しては、基本的に各領域内で科目担当の決定・調整を行っている。本専攻全体の科目担当状況については、教務部会が把握し時間割等に関する調整を行っている。教育学部の教職科目等に関する科目担当については、教育学部に置かれている教職科目運営委員会に専攻長が委員として出席し、必要な調整を図っている。

《必要な資料・データ等》

(資料 6-4-1) 専任教員の授業担当状況 (平成 28 年度)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻で開設する授業科目の多くはペアあるいはチームで担当しているため、週当たりの担当授業時数は修士課程担当の教員に比べて多く、さらに学部の専門科目を中心に本専攻以外の授業を担当している者が殆どである。過重な負担を避けるために、本専攻設置を機に修士課程や共通教育の授業分担を減らすとともに、みなし専任教員(特任教授)を配置するなどの措置を講じてきたことにより、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

前回認証評価で、本専攻教員の過度な負担を避けるため授業分担を軽減することが望ましいとの指摘(前回認証評価の基準 6-4)を受けた。そのため、実習に関しては実務家教員の負担が過大とならないように、研究者教員も積極的に院生指導や実習先との連絡調整に関わるようにしている。また、学部の教職科目に関しては、実務家教員と研究者教員とが協議した上で双方の特徴を活かしたオムニバス方式で担当し、実務家教員と研究者教員双方の負担軽減を図るとともに、理論面と実践面の両面をバランス良く教授することによって授業効果を高めるよう配慮している。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻では、現在は一時的に必要な実務家教員の最低総数と専任教員比率を満たしていないが、平成 24 年度から平成 28 年度までは専門職大学院設置基準を満たす専任教員(特別支援教育を専門とする教員を含む)を配置している。実務家教員に関しては、実務経験を適切に教授できるための資質能力として、教育実践支援経験や学術論文・著書もしくは実践論文など教育実践に関する研究業績をもつことを採用基準として明確にしている。教員の採用及び昇格等の基準が定められ、適切に運用されている。

また、本専攻(教職大学院)の教育活動を対象とした研究が各領域を中心として組織的に行われており、授業をはじめとする教育活動の質的向上に寄与している。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 : レベル I

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

本専攻専用の講義・演習室として、教育学部棟 A415～A419 室（うち A417 は 50 m²、その他の演習室は 17～19 m²）の 5 部屋を確保している。各教室は、ノートパソコンを利用できるよう、無線 LAN 環境が整備されている。これらの教室は、授業で使用していない時間帯を院生に開放しており、自主ゼミの開催や自習などに活用されている。この内、A415 室及び A417 室には、天井固定のプロジェクタを整備し、パソコンやビデオ教材の利用を可能にしている。多人数での発表会の際には、学部・研究科の講義室・演習室も使用している。教育学部 A 棟 4 階の教職大学院事務室には、ビデオカメラ 9 台、IC レコーダー 25 台、デジタルカメラ 9 台を整備し、授業実践記録分析などに常時活用されている。

なお、前回認証評価の際、訪問調査（平成 24 年 10 月）で指摘された教育学部棟 G103 室（主に教育方法領域の授業で使用）のパソコンケーブル不整備については、床を全面改修することによって改善されている。このほか、施設・設備及び図書・資料の状況については、下記のように整備されている。

(1) 協調学習支援システムの導入

G103 室 (67 m²) には、サーバやノートパソコンなどの情報端末機器（ノートパソコン 10 台、ipad10 台）及び電子黒板 2 台を整備し、ICT を活用した協調学習支援システムを導入した授業を実施している。さらに、多様な協調学習を保障するために、グループ編成の規模に応じて調整可能な移動式机を設置するとともに、グループごとの活動をビデオに記録できるカメラを天井に 6 台設置して学習プロセスの分析を可能にしている。

また、本専攻では「共通科目」「選択科目」との間の往還や担当教員、院生との相互ディスカッションを効率的に実施するために、インターネットを活用した学習支援システム GRAD を構築している（前掲資料 3-4-6）。GRAD を利用して、基盤実習で行った授業研究の分析や報告書のデータベース化を図っており、実施した授業の閲覧のみでなく、過去のデータも参照することができ、学習の見通しや深い学習を可能にしている。GRAD は、院生の自宅や遠隔地からもアクセスが可能であり、実習地が遠い院生にも有効な環境を提供している。

(2) 院生控室及び教員研究室の状況

院生控室に関しては、M2 控室として教育学部 A401 室 (35 m²)、M1 控室として A421 室 (39 m²) を確保している。A401 室にはデスクトップコンピュータを 4 台とネットワーク対応プリンタ 4 台を設置し、A421 室には、デスクトップコンピュータを 3 台とネットワーク対応プリンタ 2 台を設置し、院生が自由に利用することができる。その維持費として、平成 27 年度から学部長裁量経費の一部を充てている。これらの部屋も無線 LAN 環境が整備されており、院生が各自のノートパソコンでインターネットの利用が可能である。

また、専任教員の研究室に関しては、教育学部 A 棟 4 階に 12 室、I 棟 1 階に 1 室、K 棟 3 階に 1 室、教育実践総合センター L 棟 2 階に 1 室（いずれも 17～19 m²）設けている（資料 7-1-1）。

(3) 図書室及び図書・学術雑誌等の状況

静岡大学附属図書館は、平成 27 年 3 月 31 日時点で、静岡・浜松キャンパス合わせて、1,194,474 冊の蔵書があり、雑誌類は 20,235 種類（うち 6,501 種類が洋雑誌）である。また Science Direct (エルゼビア社) や InterScience (ワイリー社) などの電子ジャーナルが利用可能であるほか、本専攻と内容的に近い分野のデータベースである CiNii (論文・図書)、PsychINFO (心理学) や IBZ (人文・社会・芸術関係文献データベース) を利用した論文探索、論文ダウンロードなどが可能である（資料 7-1-2）。附属図書館が提供する静岡新聞のデータベースを「教

職実践研究方法論」の授業で活用しており、また、同データベースを利用して、静岡県教育行政の動向に関する共同研究が、本専攻の教員・院生によって行われている（前掲資料 6-3-4）。

また、本専攻での学習に関する書籍類については、A419 室 (17 m²) に書籍約 450 冊、資料約 250 冊、及び雑誌類約 350 冊を整理・保管しており（平成 29 年 3 月 31 日現在）、身近に活用することができる（資料 7-1-3）。

《必要な資料・データ等》

(資料 7-1-1) 本専攻に関する施設の見取り図

(資料 7-1-2) 静岡大学附属図書館利用のてびき「りぶ★なび」

(資料 7-1-3) 本専攻の所蔵図書

(基準の達成状況についての自己評価：B)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻の図書室である A419 室には、各領域の授業に関連する書籍類約 1,050 冊が備わっており、閲覧、貸し出しが可能で、図書・雑誌費に関しても毎年予算化を図っている。G103 室に 2 種類の電子黒板を導入するとともに、グループ編成の規模に応じて調整可能な移動式機を設置し、アクティブラーニング型の協調学習を実施できる環境を整備している。さらに、無線 LAN 環境を各演習室及び院生控室に整備し、常時活用されていることから、本基準を達成していると判断する。

ただし、教職大学院専用の教室の中で、最大床面積の教室 A417 室 (50 m²) は、院生の 1 学年全員が入室すると窮屈であり、院生控室 (M1 控室の A421 室 (39 m²)、M2 控室の A401 室 (35 m²)) も院生の 1 学年全員が入室した場合には手狭である。また、A419 室の蔵書に対しては院生の要望を一層反映することも必要である。今後の大学院改組に伴う教職大学院拡充の動向を見据え、院生室の拡大などのインフラ整備を継続的に図っていく必要がある。

2) 評価上で特に記述すべき点

協調学習支援システムを導入した G103 室では、教育方法開発領域の授業を中心に、ICT を活用したアクティブラーニング型の授業を実施している。基準 3-2 でも述べたように、本専攻では、院生がこれらの施設設備を活用しつつ学習科学の理論や次期学習指導要領で重視される内容について学ぶことにより、次期学習指導要領の主眼の一つである「主体的・対話的で深い学び」を実現するための方法を身につけ、学校または教員集団をリードし得る力量の養成を図っている。

2 「長所として特記すべき事項」

M1 控え室には、デスクトップコンピュータ 3 台とネットワーク対応プリンタ 2 台を設置し、M2 控室には、デスクトップコンピュータ 4 台とネットワーク対応プリンタ 4 台を設置し、それらの維持費として、平成 27 年度から学部長裁量経費の一部を充てている。院生数に対して院生控室のスペースがやや手狭だったため、各演習室を授業で使用していない時間帯には簡易な手続きによって院生が使用できるよう開放している。各演習室は、無線 LAN 環境を整えており、院生が手持ちのノートパソコン等を使い、個人またはグループなどで学習・研究に活用している。

基準領域 8 管理運営

1 基準ごとの分析

基準 8-1 : レベル I

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

まず、教育学研究科の管理運営については、大学院規則第 42 条の規定に基づき研究科委員会を置き、教育学研究科の管理運営全般の重要事項について審議決定を行っている（前掲資料 1-1-1・2）。同規則第 41 条の規定に基づき教育学研究科に研究科長が置かれ、研究科全般の管理運営に当たっている。研究科長のほか、教育実践高度化専攻に専攻長を置き、本専攻に係る管理運営に当たっている。

次に、本専攻の運営組織及び事務組織については、以下のように整備されている。

(1) 各会議

本専攻の運営に関する諸事項を審議・決定し、遂行するため、専攻会議、経営企画会議、領域会議、教職大学院運営委員会、連携協力校連絡協議会の 5 つの会議を置いている。外部と連携する教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会の委員会においては、静岡県教育委員会や連携協力校の代表をはじめとする学外委員を構成員とし、本専攻の運営全般や学校における実習の在り方に関する意見や要望を聴取し、本専攻の運営に反映させる仕組みとして機能している（図 8-1-1、資料 8-1-1）。

これらの会議の内、教職大学院運営委員会及び教職大学院連携協力校連絡協議会については、それまで静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の運営に関する内規（前掲資料 1-1-3）で規定されていたが、それらの設置目的・役割・構成員等を一層明確化するために、平成 27 年度にそれぞれの設置要綱を定め、平成 28 年 4 月から施行している（後掲資料 10-1-1・2）。

(2) 部会

本専攻では、教務、入試・広報、学校における実習 (AR)、FD に関して、基本方針や具体的計画に関するプランニング、円滑な運営及び調整等を行うために、学部の委員会に相当する 4 つの部会を置いている（前掲資料 1-1-3、資料 8-1-2）。この内、AR 運営部会は実務家教員全員から構成され、その他の部会は、原則として各領域から 1 名ずつの教員で構成され、組織的に本専攻の運営に当たっている。

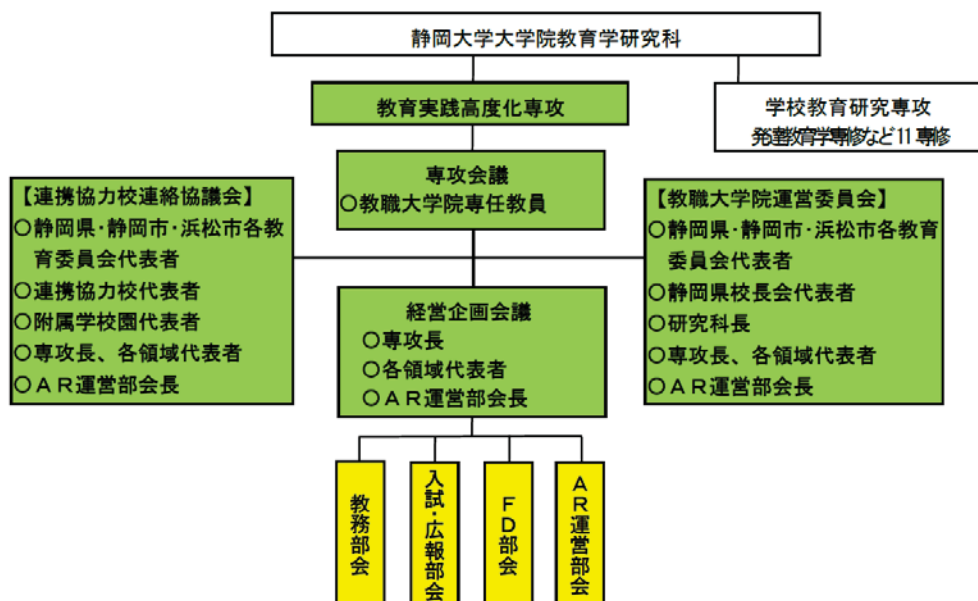


図 8-1-1 本専攻の運営組織

(3) 事務組織

本専攻における事務体制は、教育学部学務係に大学院担当として常勤職員 1 名、非常勤職員が 1 名配置され、教職大学院に関する事務運営を担っている。教職大学院の教学・学籍に関する事項、入試・広報等に関する事項については学務係の常勤職員が、情報連絡、書類管理、経費管理等に関する事項については非常勤職員が担当している。国立大学法人の一般的傾向として、定員削減と人件費管理による現員の負担は高いものの、本専攻の事務一般を担当するために必要な職員が配置されている。

なお、本専攻の施設・設備に関する保守管理、環境整備、インターネット管理等に関しては、教育学部の該当委員会（インフラ整備委員会、防災委員会、ネットワーク管理委員会等）が包括的に担当している。

《必要な資料・データ等》

(資料 8-1-1) 教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会次第

(資料 8-1-2) 教育実践高度化専攻の運営組織

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

管理運営面について、教職大学院内に専任教員全員で構成する専攻会議のほか、各所掌事項を審議、実施に当たる委員会、部会等が組織的に機能しており、それらを通じた教育委員会や連携協力校との連携、教職大学院の運営を支える事務組織も円滑に業務が遂行されていることから、本基準を十分に達成している。

2) 評価上で特に記述すべき点

基準 9-1 で述べるように、教職大学院運営委員会の学外運営委員は、外部評価委員を兼ねており、本専攻の管理運営に関する客観的な意見を寄せている。

基準 8-2：レベル I

○ 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本専攻の運営にかかる予算は、教育学部及び教育学研究科に全学から配分される部局予算の中から、教育学部予算配分方針に基づき、教育経費(学生教育費)及び研究経費(基幹研究経費)として配分されている。前者は院生 1 人当たり 24,000 円を、後者は教員一人当たり 200,000 円の基準により、平成 28 年度は、本専攻に教育経費(学生教育費)1,104,000 円及び研究経費(基幹研究経費)3,200,000 円、その他経費 520,000 円が配分されている(資料 8-2-1)。

このほか、本専攻の教育の充実のために、学部長裁量経費を特に申請し、平成 27 年度に 300,000 円、平成 28 年度に 350,000 円の配分を受けている。また、本専攻では、院生数に応じて配分される上記経費を教職大学院共通経費として一括管理し、成果発表会経費、実習指導旅費、院生室整備費、院生用印刷用紙・インク代等に充てている。教職大学院共通経費については、平成 26 年に「教職大学院会計等に関するガイドライン」を作成し、各教員が経費の使途方法に留意している(資料 8-2-2)。

本専攻では、教職大学院としての教育・研究内容のさらなる充実を図るとともに、教育委員会や連携協力校との協働により高度な実践的指導力の着実な育成を目指した各種プロジェクトに積極的に取り組んでいる(資料 8-2-3)。例えば、特別経費(プロジェクト分)については、平成 26 年度から 3 年間(予定分を含む。事業名称：「理数系修士課程段階の実践的指導力育成プログラムの開発」)の交付を受け、本専攻の教育・研究活動を適切に遂行するための財政的基盤の整備を行った。

また、平成 19 年度から毎年継続して取り組んでいる富士市教育委員会からの委託事業では、本専攻を中心に教育学部の協力も得て、富士市内の公立小中学校の校内研修や特別支援教育コーディネータや生徒指導担当者向け研修を担当すると同時に、本専攻に所属する院生の実習への富士市教育委員会からの協力関係が構築されている(資料 8-2-4)。このことは、教員の資質能力向上のためにデマンドサイドと本専攻とが互いに協力して取り組む先進的な事例となっている。

《必要な資料・データ等》

- (資料 8-2-1) 本専攻予算状況(平成 28 年度)
- (資料 8-2-2) 教職大学院会計等に関するガイドライン
- (資料 8-2-3) 理数系修士課程段階の実践的指導力育成プログラムの開発プロジェクト
- (資料 8-2-4) 富士市教育委員会との連携に関する書類

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 当該標語とした分析結果

学生数、教員数に応じた部局の予算配分方針に基づき、本専攻の教育・研究目的を遂行するために必要な施設設備の整備が着実に行われ、本専攻の日常的な運営に関して予算措置がなされている。また、特別経費や富士市教育委員会からの委託事業など外部資金獲得にも積極的に取り組み、専攻の教育・研究をさらに発展させるための条件整備に努力していることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

本専攻では、院生数に応じて配分される予算を教職大学院共通経費として一括管理し、成果発表会経費、実習指導旅費、院生室整備費・消耗品費等に充てている。これは、教育経費(学生教育費)が各指導教員に配分されることで、教育経費(学生教育費)に関する専攻全体としての使途状況を把握しにくくなることを避け、専攻全体にとってより有益で院生にも還元される方法で予算を執行するためである。

基準 8-3 : レベル I

- 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の概要及び各専門領域の説明や教員紹介、入試情報、シラバス等の状況については、本学教育学研究科専用サイト内の本専攻ホームページで公表している(前掲資料 1-1-4)。広報刊行物としては、学生便覧のほか、学内外向けに、教職大学院パンフレット(前掲資料 1-2-1)、教職大学院成果報告書抄録集(前掲資料 3-5-2)を刊行しており、成果報告書抄録集は、冊子で刊行するとともに静岡大学図書館リポジトリ(<http://ir.lib.shizuoka.ac.jp/>)に登録し、全国の教職大学院をはじめ、静岡県及び静岡県内の市町の各教育委員会、連携協力校、修了生等に広く配布している。また、平成 28 年度から、本専攻のニューズレター「かけはし」を発行し、本専攻における教育研究活動等の状況、行事予定、院生による図書紹介、修了生の活躍等について広報を行っている(資料 8-3-1)。

また、毎年 7 月下旬に入試説明会で、本専攻の理念やカリキュラム等の概要に関する説明を行うほか、毎年 3 月には、2 年次生による公開成果発表会を開催し、院生が本専攻に在籍した 2 年間における高度な実践的指導力獲得の過程やその学修成果を紹介してきた(資料 8-3-2)。同発表会は、静岡県教育委員会や静岡市・浜松市両政令指定都市教育委員会の人事担当課をはじめ、連携協力校、現職院生の在籍校や本学教育学部同窓会からの

参加が定着し、現職教員の派遣元の教育委員会や連携協力校の立場から本専攻に所属する院生個々の学修成果を確認する重要な機会となっている。学校組織開発領域では、「教職大学院を活用した学校改善事例集」を作成して学校・教育委員会に配布し、教職大学院との連携によって学校改善を推進する趣旨を積極的に情報提供している(資料 8-3-3)。

なお、専攻長は、静岡大学教育学部同窓会の年 2 回の理事会に出席し、本専攻の理念や教育内容、カリキュラム等の概要の説明や現職院生及び学卒院生の学びの状況報告を行っている。

《必要な資料・データ等》

(資料 8-3-1) 教職大学院ニュースレター「かけはし」

(資料 8-3-2) 公開成果発表会案内チラシ (平成 28 年度)

(資料 8-3-3) 教職大学院を活用した学校改善事例集

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

1) 当該標語とした分析結果

本教職大学院の教育研究活動等の状況について広く社会に周知を図ることについては、本学ホームページを通じた広報やパンフレットの配布、公開の成果報告会の開催、全国の教職大学院や、静岡県、静岡県内の市町の各教育委員会、連携協力校、修了生等への成果報告抄録の送付等を実施している。7 月下旬に入試説明会を開催し、教職大学院志望者と専任教員や現職・学卒院生との間で密接なコミュニケーションを図る機会を設けていることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

教職大学院ニュースレター「かけはし」の配布は、平成 28 年度の外部評価で、「市町教委にとり教職大学院を知る情報源になっている」、「ニュースレターが工夫されている」との評価を得ている。「かけはし」の配布方法は、教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会等の会議をはじめ、院生の実習先、学校・教育委員会訪問、公開成果発表会等で行うほか、修了生へのメール配信も行っている。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻の目的を達成するため、運営に関する諸事項を審議・決定するための組織として、専攻会議、経営企画会議、領域会議が設置されている。これらの会議と複合的に、運営に関する具体的な事項を所掌し遂行するために、教務部会、入試・広報部会、AR 運営部会、FD 部会の 4 つの部会が設置されている。さらに、本専攻の運営やカリキュラム、学校における実習などの重要事項に関して、静岡県教育委員会及び静岡市・浜松市両政令指定都市教育委員会や校長会など学外者からの意見・要望を把握するために、教職大学院運営委員会と連携協力校連絡協議会の 2 つの協議組織を設置し、デマンドサイドとの連携協力が進んでいる。

また、本専攻に関する経費上の工夫として、院生数に応じて配分される教育経費を教職大学院共通経費として一括管理し、実習指導旅費や院生室の整備等、専攻全体にとって必要な活動や整備に充てることを優先している。

基準領域 9 点検評価・FD**1 基準ごとの分析****基準 9-1 : レベル I**

○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

本専攻では、日常的に院生からの意見や要望、疑問に応え、授業を中心に本専攻の教育改善を図るために、①各科目の中で院生による授業評価の実施、②専攻全体としてFDアンケートの実施、③領域ごと振り返り会の定例開催、④院生との懇談会の開催、を年間のFD計画の中に位置づけ、こうした取組みの成果について専攻会議で情報の共有・確認を定期的に行うことにより、一層組織化された自己点検・評価を実施するようにしている。

また、前期の授業終了後(9月)と後期の授業終了後(2月または3月)に、院生が、授業内容、授業方法、カリキュラム、指導体制等に関して自由に意見を述べ合うことを目的とするFD懇談会を実施している。後期授業終了後のFD懇談会は、FDアンケートのまとめ(資料9-1-1)を協議の資料として実施している。FD懇談会で出された意見に対しては、FD部会で検討した上で専攻会議で報告し、具体的な改善策を専攻及び領域で立て、次年度の改善に活かしている。

教育の状況の点検・評価、改善・向上を図る仕組みとして、本専攻が実施している成長デザインシートPADDOCも大きな役割を果たしている。PADDOCは、院生の入学前の状況から、修了後の成果の還元計画までを一覧することができるようにレイアウトされ、各院生が自己の学びの履歴と成長の足跡を記入するようになっている。PADDOCは、教員と院生との間で情報の共有化を進め、指導の改善を図る格好の媒体としての機能を有している。

さらに、前回認証評価以降、本専攻の教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等について、次のような組織的取り組みを積極的に実施している。本専攻の教職員以外の者から、本専攻の運営及びカリキュラム等に関する意見を聴取し、教育の状況に関する自己点検・評価に活かすために、教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会を組織しているほか、静岡県教育委員会学校人事課(義務教育課)が所管する教職大学院連携推進委員会に参加して定期的な意見交換を行っている。これらの委員会は、いずれも年2回の開催である(前掲資料8-1-1)。特に、教職大学院運営委員会では、年1回の授業公開を実施し、学外運営委員との意見交換を実施している(資料9-1-2)。学外運営委員は、外部評価委員の役目を担っている。外部評価制度は、平成28年度から導入し、その結果を経営企画会議・専攻会議で検討するとともに、本専攻の教育活動及び管理運営の改善に活かすこととしている(資料9-1-3、後掲資料10-1-1)。そのほか、本専攻で開設している授業科目の中に外部参加者として静岡市教育委員を招き、教員・院生・教育委員相互による多様な意見交換ができるように工夫した授業(「夢の学校づくり・学校改善への実践論」)が実施されている。

《必要な資料・データ等》

(資料9-1-1) 平成28年度FDアンケートまとめ

(資料9-1-2) 静岡大学教職大学院公開授業資料

(資料9-1-3) 平成28年度外部評価の結果

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻では、開設以降、教育の状況及び成果に対する自己点検・評価を組織的に推進するための体制が整備されている。各授業に対する院生の総括コメントペーパーやFDアンケートの結果といった、根拠となるデータや資

料に基づいて、自己点検・評価を進めてきている。院生との懇談会は、年2回、学期の終わりごとに設定している。懇談会の企画の段階から院生の意向を聞き、懇談会の運営に関しても、院生を小グループに分けてそこに教員一人を配置する形を取るなど、院生が授業や学習環境について意見を出しやすい機会になるよう努めてきている。また、デマンドサイドに関しても、教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会を組織したり、教職大学院連携推進委員会に参加したり、授業科目の中で静岡市教育委員を呼ぶなど、多様な形の定期的な意見交換機会を設け、本専攻の教育研究及び管理運営に関する改善の機会を設けている。以上のように、本専攻の教育研究及び管理運営の改善につなげる取り組みが組織的に行われていること、さらに PADDOC によって院生の学修プロセスを可視化し、専任教員と院生個々が到達点や課題を個人に即して明らかにするための手立てを工夫し、活用していることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

平成28年度から導入した外部評価制度については、教員養成評価機構の教職大学院評価基準と同様に設定された10領域の評価項目に対して、1月中に専攻内部で自己評価をまとめている。2月に、自己評価の結果を本専攻の教育研究活動及び管理運営に関する資料とともに各外部評価委員に送付している。各外部評価委員からの評価結果を総合した外部評価案をその年度第2回の運営委員会で審議・承認して最終の外部評価としている。外部評価の結果については、教育学研究科長に報告するとともに、本専攻の経営企画会議及び専攻会議で報告し、教育研究活動及び管理運営に関する改善点を検討している。

基準9-2: レベルI

○ 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

【基準に係る状況】

本専攻では、実務家教員と研究者教員相互の連携・意思疎通を図り、教員の資質向上のための研修及び教育活動の自己点検・評価結果のフィードバックに基づいた授業の質の向上を図る取り組みを実施している。個々の教員における自己点検・評価の結果のフィードバックを確実にを行うための中心的な組織は、FD部会、領域会議及び専攻会議である。授業内容・方法の改善のためにFD部会が中心となり、学生による授業アンケート結果を踏まえて各領域で改善提案を作成し、本専攻が実施する年2回の院生懇話会で報告している。このほか教員の資質向上を図るための組織的な取り組みが次のように行われている。

(1) 「領域別振り返り会」の定例開催

教員同士、院生同士、さらには教員と院生との間で相互理解と情報の共有化を進めるとともに、特に授業内容・方法に関する院生からの具体的要望に即応するシステムとしてほぼ隔週ごとに「領域別振り返り会」を開催している。建設的意見や批判的意見を含め、院生からの教員に対する自由な発言を保証し、教員と院生とがチームとして結束する雰囲気醸成できることが院生の主体的な学習姿勢を生み出すことに結びついている。

(2) 授業ポートフォリオの作成

専攻が備えるカリキュラム資料として、各科目の内容を一瞥できるように、各領域1科目以上の授業で授業記録(授業ポートフォリオ)を作成する方針を推進している。

(3) 教員の教育能力向上への組織的取り組み

前回認証評価以降、担当教員の研修及び資質向上を図るための組織的な取組については、次のように積極的に実施してきている。平成27年3月に京都で開催された「教職大学院における実習モデルに関する調査研究報告会」に、FD部会有志が参加しその内容を専攻会議で伝えたり(資料9-2-1)、平成28年度の本専攻院生懇談会で修了生の話をお聴く機会を設けたりするなど、専攻として研修機会を定期的に設定している(資料9-2-2)。

本専攻及び教員養成・研修高度化推進センターが、毎年11月に共催している実践研究ラウンドテーブルin静岡では、他大学、県内外教育界からの参加を得て、活発な発表・協議が行われており、本専攻の教員の質的向上に寄与している(資料9-2-3)。また、教育学部及び附属学校園が毎年1月に開催する教育研究フォーラムに、本専攻の専任教員1名が主催者委員として参画するとともに、本専攻の教員もフォーラムに参加して資質の向上に努めている(資料9-2-4)。さらに、本専攻が企画したFD講演会の開催(資料9-2-5)、外部資金による特色ある教職大学院の訪問調査(資料9-2-6)等を実施し、本専攻の運営、教育課程の改善、教員の資質向上のための研修を積極的に推進している。

こうした教員の教育能力向上への組織的取り組みは、基準6-3で前述した本専攻における組織的な研究活動の成果とも相俟って、研究者教員の実践的な知見の充実と実務家教員の理論的な知見の充実につながっている。

《必要な資料・データ等》

(資料9-2-1)「教職大学院における実習モデルに関する調査研究報告会」参加報告資料

(資料9-2-2)平成28年度教職大学院後期FD懇談会の次第

(資料9-2-3)実践研究ラウンドテーブルin静岡2016のチラシ及び報告書

(資料9-2-4)第7回静岡大学教育学部教育研究フォーラムのチラシ

(資料9-2-5)FD講演会の開催(独立行政法人教員研修センター理事長:高岡信也氏)

(資料9-2-6)特色ある教職大学院の訪問調査(平成26年度文部科学省運営費交付金特別経費報告書『理数系修士課程段階の実践的指導力育成プログラムの開発』2016年3月、pp.49-85)

(基準の達成状況についての自己評価:A)

1) 当該標語とした分析結果

本専攻では、FD活動を組織的・体系的に進めている。FD講演会、特色ある教職大学院訪問のほか、実践研究ラウンドテーブルin静岡、教育研究フォーラム等に本専攻の教員が企画・参加し、教育研究に関する資質の向上を図っている。本担当教員の教育能力の向上を図るための組織上の整備がなされ、そのための活動に積極的に取り組んでいることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2) 評価上で特に記述すべき点

これまで本専攻では、成長デザインシート PADDOC を用いて各院生の成長発達の様子や特徴、課題などを可視化し、教員との間で共有する仕組みを取り入れることで、各院生が目指す目標とそれに至る道筋を明確化している。PADDOCを定期的に活用する方法は、指導する教員にとっても、指導方法や指導状況の継続的な見直しにつながっている。

2 「長所として特記すべき事項」

実践研究ラウンドテーブルin静岡では、研究者教員・実務家教員の有志が継続的に参加し、本学教職大学院での教育内容・教育方法等を発表し、他大学の教員や静岡県下教育委員会職員及び学校教員、本学や他大学教職大学院の院生からの意見を聴取して、継続的改善につなげている。ラウンドテーブルの場で、本学や他大学教職大学院生・教員、静岡県下教育委員会職員及び学校教員の教育実践を聴き、具体的な教育実践や実践的研究に関する協議を行うことも、本学教職大学院での教育内容・教育方法の継続的改善に貢献している。FD懇談会では、FDアンケート等に記載された院生の声を基に、企画段階から院生と協議し、懇談会のテーマ設定や学習方法を決めて実施してきている。また、教職大学院運営委員会及び教職大学院連携協力校連絡協議会を中心に、デマンドサイドとの定期的な意見交換機会及び公開授業を通して継続的に本専攻の教育の質改善に取り組んでいる。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

基準 10-1：レベル I

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

〔基準に係る状況〕

本専攻では、教育委員会や連携協力校との間の協議組織として教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会を設置している（図 10-1-1）。それぞれの目的や組織については、静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の運営に関する内規（前掲資料 1-1-3）及び各設置要綱（資料 10-1-1・2）に明記し、両委員会を年 2 回ずつ開催している。これらの委員会では、各院生の追求テーマ・方法や、学校教育現場に活かせる成果等について、デマンドサイドの委員が具体的に把握できる機会としている（資料 10-1-3・4）。このほかに、静岡県教育委員会が所管する教職大学院連携推進委員会が設置されており、①教員の養成・採用・研修における静岡県教育委員会と静岡県内の二つの教職大学院との具体的な連携に関すること、②その他静岡県教育委員会と静岡県内の教職大学院との連携を推進するために必要なことを所掌事項としている（資料 10-1-5）。

また、教職大学院連携推進委員会では、学卒院生の在り方についても協議し、静岡大学教職大学院、常葉大学教職大学院と静岡県教育委員会との連携に基づいた協定締結により、初任者研修協働実施プログラムを実施することになった（資料 10-1-6）。同プログラムは、静岡県の公立小中学校を対象とし、平成 29 年度の教職大学院入学生から始め、修了者への初任者研修一部免除措置を平成 31 年度から開始することになった。

なお、平成 27 年 12 月に、中央教育審議会答申で教育委員会と大学等との協議・調整のための教員育成協議会の設置が提言された。それに伴う文部科学省の研究委託を受けて、「県・政令市・国私立大学の連携による『静岡版教員育成指標』のモデルに関する調査研究」に、平成 28 年度に静岡大学が事務局となって取り組んだ。

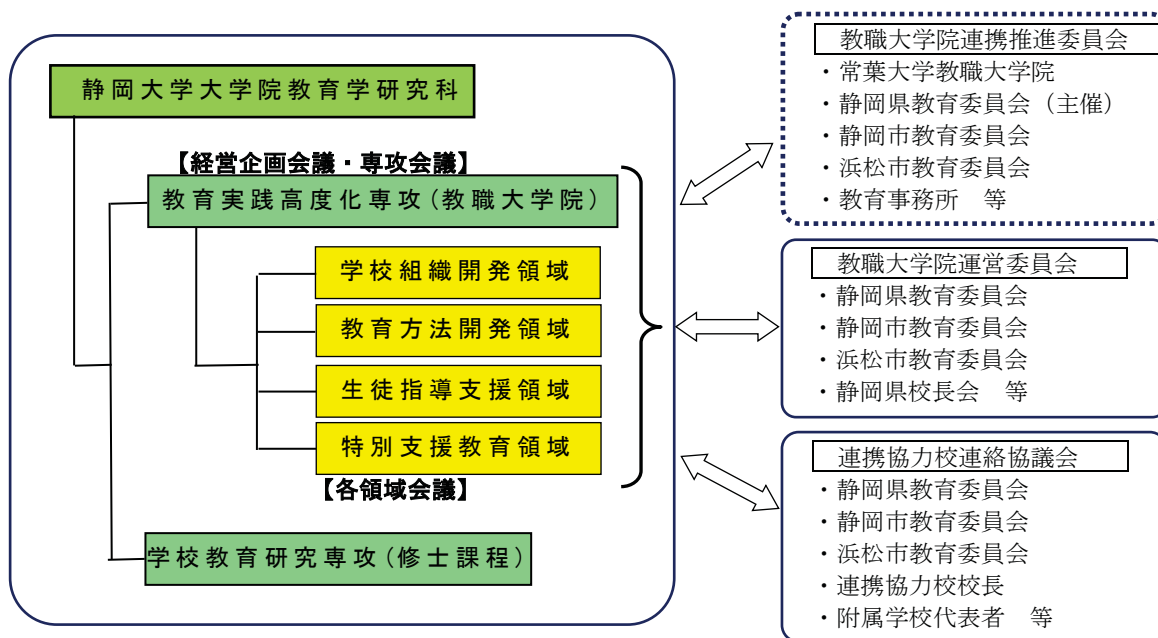


図 10-1-1 本専攻の組織・会議及び教育委員会等との協議組織

《必要な資料・データ等》

（資料 10-1-1）静岡大学教職大学院運営委員会設置要綱

（資料 10-1-2）静岡大学教職大学院連携協力校連絡協議会設置要綱

（資料 10-1-3）平成 28 年度第 1 回教職大学院運営委員会記録

（資料 10-1-4）平成 28 年度第 1 回連携協力校連絡協議会記録

（資料 10-1-5）教職大学院連携推進委員会設置要綱

（資料 10-1-6）静岡県教育委員会と静岡大学教職大学院の協定書

（基準の達成状況についての自己評価：A）

1）当該標語とした分析結果

本専攻では、静岡県教育委員会や連携協力校などと複数の協議組織をもち（静岡県教育委員会主催のものを含めれば 3 種類）、活発な意見交換や討論を実施している。それに伴い、初任者研修協働実施プログラムの編成、教員育成指標の策定という今日的な教育課題について、静岡大学が中心となった連携組織で研究を進めていることから、本基準を十分に達成していると判断する。

2）評価上で特に記述すべき点

基準 8-1 で前述したように、教職大学院運営委員会及び教職大学院連携協力校連絡協議会については、それまで静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の運営に関する内規（前掲資料 1-1-3）で規定されていたが、それらの設置目的・役割・構成員等を一層明確化するために、平成 27 年度にそれぞれの設置要綱を定め、平成 28 年 4 月から施行している。

なお、静岡県教育委員会が所管している教職大学院連携推進委員会は、当初、教職大学院検討委員会という名称であったが、平成 28 年度に、静岡県内 2 教職大学院と静岡県及び静岡・浜松市両政令市教育委員会との連携を強化する趣旨から、教職大学院連携推進委員会に名称が変更された。平成 27 年度までは、現職教員の派遣研修における連携の検討が所掌事項であったが、平成 28 年度からは、学卒院生の採用に関する事項も含め、教員の養成・採用・研修に関する教育委員会と大学との連携等について幅広く検討されることになった。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻が設置した教職大学院運営委員会及び連携協力校連絡協議会に、静岡県教育委員会が所管する教職大学院連携推進委員会を併せて協議組織が複線的に機能しており、静岡県教育委員会をはじめとするデマンドサイドと本専攻との間に緊密な連携協力関係が構築されている。また、静岡大学が中心になって設置した静岡県・静岡市・浜松市の各教育委員会との連携組織で、今日的な教育課題について研究を推進しており、初任者研修一部免除のためのカリキュラムの共同開発や教職大学院への派遣効果の共同検証など、全国に先駆けた取組が行われている。